

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価 全体評価

＜参考＞ 業務の質の向上：A 業務運営の効率化：A 財務内容の改善：A

## ①評価結果の総括

- ・第2期中期目標が概ね達成されている。(【Ⅱ-(2)-(1)】のみB評価で、その他はA・S評価である)
- ・我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究に取り組み、中期計画を着実に履行したものと認められる。
- ・研究成果を活かした専門的かつ技術的な研修の実施により、各都道府県における特別支援教育を推進する指導者の養成に寄与しているものと認められる。また、教員の資質向上を図る取組を支援するためのインターネットによる講義配信により、各都道府県の取組を積極的に支援しているものと認められる。
- ・ナショナルセンターとして担うべき内容に限定した教育相談への改善が完了し、各都道府県における教育相談機能等の質の向上に貢献しているものと認められる。
- ・発達障害教育に係る理解啓発については、発達障害教育情報センターを設置し、優れた実績を挙げたものと認められる。
- ・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針に基づく取組や総人件費改革、一般管理費・業務経費の削減などの業務の効率化の取組が着実に進められているものと認められる。

## ②中期目標期間の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)

### (1)事業計画に関する事項

- ・特別支援教育に関する研究については、第2期中期目標期間において、特別支援教育のナショナルセンターとして求められる研究に重点化して取り組んできたが、引き続き、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的な研究に一層精選・重点化して取り組む必要がある。(項目別-p2参照)
- ・引き続き、特別支援教育専門研修等の専門的・技術的な研修の実施により、各都道府県における特別支援教育推進の指導者養成に寄与するとともに、特別支援教育研究研修員制度については、各都道府県の中核的指導者育成の在り方の見直しを含めた検討が必要である。(項目別-p15参照)
- ・研究成果の普及や発達障害教育に係る理解・啓発の推進を図るため、情報提供を充実していく必要がある。(項目別-p38参照)

### (2)業務運営に関する事項

- ・保有する財産の必要性について不断の見直しを進めることが求められる。職員研修館の見直しについて検討を進めていく必要がある。(項目別-p61参照)

### (3)その他

- ・特になし

## ③特記事項

- ・特に、勧告の方向性(H22.11.26)及び事務・事業見直しの基本方針(H22.12.7)で指摘のあったリエゾン・オフィスの見直しについては、平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに集約化済みである。

文部科学省独立行政法人評価委員会  
初等中等教育分科会 国立特別支援教育総合研究所部会 名簿

(委員)

- ◎ 岩井 雄一 十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授、  
同大学特別支援教育センター長

(臨時委員)

- 安藤 隆男 筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、  
大学特別支援教育研究センター長
- 内田 照雄 (社)日本自閉症協会理事、神奈川県自閉症協会会長、  
神奈川県自閉症児者親の会連合会代表
- 杉本 由美子 特定非営利活動法人重度身体障害者と共に歩む会地域交流室室長  
(前神奈川県立座間養護学校長)
- 古川 勝也 長崎県教育庁特別支援教育室長
- 村林 守 三重中京大学現代法経学部教授

(◎：部会長、○：部会長代理)

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価

項目別評価総表

中期目標の項目名	評定	中期計画の項目名	中期目標期間中の評価の経年変化				
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	A	A
1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A	1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	A	A	A	A	A
(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	A	(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	A	A	A	A	A
(2) 評価システムの確立による研究の質的向上	A	(2) 評価システムの確立による研究の質的向上	A	A	A	A	A
(3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進	A	(3) 大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進	A	B	A	A	A
(4) 研究成果の普及促進等	A	(4) 研究成果の普及促進等	A	A	A	A	A
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成	A	A	A	A	A
(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	B	(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上	B	B	B	B	B
(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	A	(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上	A	A	A	A	A
(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	A	(3) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成	B	A	A	A	A
(4) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供	A	(4) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供	A	A	A	A	A
3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上	A	3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上	A	B	A	A	A
(1) 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施	A	(1) 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施	A	B	A	A	A
(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援	A	(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援	A	A	A	A	A
(3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進	A	(3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進	A	B	A	A	A
4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供	S	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供	A	A	S	A	A
	S		A	A	S	A	A
5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献	A	5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献	A	A	A	A	A
(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実	A	(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実	A	A	A	A	A
(2) 特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進	A	(2) 特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進	A	A	A	A	A
III 業務運営の効率化に関する事項	A	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	A	A	A	A	A
IV 財務内容の改善に関する事項	A	III 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A
		IV 外部資金導入の推進	A	A	A	A	A
		V 会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施	A	A	A	A	A
		VI 剰余金の使途	-	-	-	-	-
V その他業務運営に関する重要事項	A	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A

※「-」は当該年度では該当がないことを、「/」は終了した事業を表す。

備考  
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
収入						支出						決算報告書より
運営費交付金	1,206	1,247	1,252	1,419	1,343	人件費	755	792	717	786	704	
施設整備費補助金	79	58	48	25	32	業務経費	328	325	334	377	480	
受託事業等	2	6	6	5	7	施設整備費	65	58	31	25	32	
研究拠点形成費等補助金	-	-	-	-	-	研究拠点形成費等補助金	-	-	-	-	-	
厚生労働省補助金	-	10	-	-	-	厚生労働省補助金	-	10	-	-	-	
諸収入	11	8	12	41	15	受託事業等	2	6	6	5	7	
消費税還付収入	-	-	-	-	-	一般管理費	61	60	53	60	86	
						寄附金	-	-	-	-	1	
計	1,298	1,329	1,318	1,490	1,397	計	1,211	1,251	1,141	1,253	1,310	

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
費用						収益						損益計算書より
経常費用						運営費交付金収益	1,162	1,167	1,090	1,182	1,275	
業務経費						資産貸付収入	5	4	7	7	8	
人件費	592	655	589	652	593	文献複写料収入	0	0	0	0	0	
事業経費	274	289	287	298	381	受託収入	0	1	1	1	2	
一般管理費						寄付金収益	0	2	0	-	0	
人件費	188	156	145	160	147	補助金収益	-	10	-	-	-	
その他管理費	40	43	41	42	43	資産見返負債戻入	22	19	17	15	15	
減価償却費	68	64	59	57	57	物品受贈益	-	-	-	-	-	
財務費用	1	2	4	3	1	受取利息	0	0	0	0	-	
雑損	-	-	-	-	-	雑益	6	7	10	9	11	
臨時損失	-	0	0	0	0	臨時利益	2	-	-	-	-	
計	1,163	1,209	1,125	1,212	1,223	計	1,197	1,210	1,125	1,214	1,311	
						純利益	34	1	0	2	87	
						目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	
						総利益	34	1	0	2	87	

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
資金支出						資金収入						キャッシュ・フロー 計算書より
業務活動による支出						業務活動による収入						
原材料、商品又はサービスの購入による支出	221	264	247	247	305	運営費交付金による収入	1,206	1,207	1,176	1,260	1,138	
人件費支出	802	753	797	738	796	受託収入	4	1	1	1	2	
その他の業務支出	95	85	91	78	74	寄付金収入	0	2	0	30	2	
国庫納付金への支出	50	-	-	-	-	資産貸付収入	4	4	7	7	8	
投資活動による支出	-	-	-	-	-	文献複写料収入	0	0	0	0	0	
固定資産の取得による支出	92	99	35	35	77	補助金収入	-	10	-	-	-	
その他の支出	-	-	-	-	-	その他の収入	6	7	10	10	10	
財務活動による支出	47	45	41	42	44	投資活動による収入	-	-	-	-	-	
翌年度への繰越金	219	263	277	470	365	施設費による収入	65	58	31	25	32	
						その他の収入	0	2	0	0	-	
						財務活動による収入	-	-	-	-	-	
						前年度よりの繰越金	241	218	263	277	470	
計	1,526	1,509	1,488	1,610	1,661	計	1,526	1,509	1,488	1,610	1,661	

※該当がない項目は、「-」としております。

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
資産						負債						貸借対照表より
流動資産						流動負債						
現金及び預金	219	263	277	470	365	運営費交付金債務	40	76	158	205	0	
有価証券	-	-	-	-	-	預り施設費	-	-	-	-	-	
未収金等	1	0	0	0	1	未払金等	172	192	122	230	230	
前払費用	2	4	2	3	0	預り金	8	6	6	14	13	
その他の流動資産	1	1	1	0	0	固定負債						
固定資産						資産見返負債	64	49	36	53	108	
有形固定資産	6,980	6,974	6,781	6,617	6,484	長期預り寄附金	-	-	-	28	28	
無形固定資産	2	2	1	0	14	長期未払金	-	120	75	30	-	
その他の資産	-	4	2	-	-							
						負債合計	284	443	397	560	378	
						資本						
						資本金	6,048	6,048	6,048	6,048	6,048	
						資本剰余金	839	721	584	445	313	
						利益剰余金	34	35	35	37	124	
						(うち当期未処分利益)						
						資本合計	6,921	6,804	6,667	6,530	6,486	
資産合計	7,205	7,248	7,064	7,090	6,864	負債資本合計	7,205	7,247	7,064	7,090	6,864	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
I 当期末処分利益						
当期総利益	1	0	0	2	87	
前期繰越欠損金	-	-	-	-	-	
II 利益処分額						
積立金	1	0	0	2	87	
独立行政法人通則法第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額	-	-	-	-	-	

※該当がない項目は、「-」としております。

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:人)

職種※	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	備考
定年制研究職員	44	44	44	45	45	
任期制研究系職員	0	0	0	0	0	
定年制事務職員	27	27	27	26	26	
任期制事務職員	0	0	0	1	1	

※職種は法人の特性によって適宜変更すること

【(大項目)Ⅱ】	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	【評定】 <b>A</b>				
		H18	H19	H20	H21	H22
		A	A	A	A	A
【(中項目)Ⅱ-1】	1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	【評定】 <b>A</b>				
【インプット指標】		H18	H19	H20	H21	H22
(中期目標期間)		A	A	A	A	A
決算額(百万円)		456	521	471	496	500
従事人員数(人)		28	29	30	31	32
※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研究活動の事業費用の額である。						

【Ⅱ-1-(1)】	(1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進	【評定】 <b>A</b>				
【インプット指標】		H18	H19	H20	H21	H22
(中期目標期間)		A	A	A	A	A
決算額(百万円)		456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数
従事人員数(人)		28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数
【法人の達成すべき目標の概要】						
1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献						
(1)国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進						
障害者基本法(昭和45年法律第84号)や障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)及び発達障害者支援法(平成16年法律第167号)等の趣旨を踏まえるとともに、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、①特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、②教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、③国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、④障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究に重点化して実施すること。						
特に、国政上の重要な政策課題となっている学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障害のある幼児						

<p>児童・生徒等への適切な教育的支援、支援体制の整備に関する研究を充実させるなど、特別支援教育のナショナルセンターとして求められる研究を戦略的かつ機動的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献すること。</p> <p>なお、これらの研究については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行うとともに、研究成果を迅速に提供するため、全ての研究課題に年限を設けること。</p> <p>また、研究のより一層の充実を図るため、競争的研究資金の獲得にも努めること。</p>						
評価基準	実績	分析・評価				
<p>・研究を重点化し実施したか。</p> <p>・研究成果を教育現場等に迅速に還元し、教育現場の教育実践等に貢献したか。</p> <p>・研究のより一層の充実を図るため、競争的研究資金の獲得を行ったか。</p> <p>・現場のニーズに対応した課題設定を行ったか。</p> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① 特別支援教育のナショナルセンターとして、次の研究に重点化して取り組み、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。</p> <p>イ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究(例:特別支援教育の推進、拡大教材、手話コミュニケーション、脳科学と教育等)</p> <p>ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究(例:LD、ADHD及び自閉症等の研究、通常の学級に在籍する障害のある子どもの指導に関する研究等)</p> <p>ハ 国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究(例:教育関係法令、交流及び共同学習に係る研究、「個別の教育支援計画」モデル開発等)</p> <p>ニ 障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究(例:教育課程、教材・教具の開発等)</p>	<p>○ 特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての調査研究、障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査研究を実施し、特に、特別支援教育及び、発達障害教育に関する研究を推進した。</p> <p>○ 研究所の基幹となる研究(専門研究A、専門研究B、専門研究C、専門研究D、プロジェクト研究、課題別研究 他)で実施した主な研究課題は、総合的横断的な課題に対応した研究について26課題、障害種等に応じた専門的な課題に対応した研究について39課題である。(第一期中期計画期間の研究からの継続課題、第三期中期計画期間へ継続する研究を含む。)その中で、発達障害・自閉症分野の研究は、12課題となっている。各研究区分毎の内訳は以下のようになっている。</p> <p>○ 総合的横断的な研究課題(プロジェクト研究、専門研究A 他)では、教育課程に関する研究3課題、学校評価に関する研究2課題、移行支援・進路職業教育に関する研究2課題、特別支援教育システムに関する研究7課題、地域支援に関する研究2課題、ICFに関する研究3課題、情報・支援機器に関する研究4課題、脳科学に関する研究2課題、医療的ケアに関する研究1課題を実施した。</p> <p>○ 障害種等に応じた研究課題(専門研究B、課題別研究 他)では、重複障害教育に関する研究4課題、視覚障害教育に関する研究4課題、聴覚障害教育に関する研究4課題、知的障害教育に関する研究4課題、肢体不自由教育に関する研究3課題、病弱教育に関する研究4課題、言語障</p>	<p>・我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策的課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究に取り組み、中期計画を着実に履行しているものと認められる。</p> <p>・ニーズ調査などに基づいて研究テーマが選ばれており、国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究が推進されてきたと認められる。引き続き、<u>国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究や教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際研究に一層精選・重点化して取り組んでいくことが必要である。</u></p> <p>・研究課題については、平成20年8月に策定された研究基本計画に基づき、長期的展望に立った障害のある子どもの教育の在り方、特別支援教育制度の推進・改善に関する総合的な研究、各障害種別の教育内容・方法に関する研究など各研究課題を戦略的・体系的に整備されている。</p> <p>・研究種別(A,B,C,D,他)の設定、2年間を目処とした研究成果のとりまとめ等、研究管理体制は体系的でニーズの変化等に対応できる良い仕組みと考えられ、適切に運用管理されていると認められる。</p> <p>・評価システムの活用等により、研究の重点化に機能的にフィードバックしていると認められる。</p> <p>・研究成果の発信、普及に成果が認められる。</p> <p>・競争的資金の獲得については、ナショナルセンターとしての研究体制の構築と効率的な実施を図り、限られた人的資源のさらなる効率的活用を期待する。</p>				

② これらの研究の推進に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。

ロ 研究の推進に当たっては、研究課題毎に時限を定めたチーム編成により、「プロジェクト研究」「課題別研究」等として実施するほか、各業務部門(各部・教育相談センター)の所掌業務に深く関わる課題については、業務部門を中心としたチーム編成により実施し、政策的に重要な課題や喫緊の課題に弾力的・機動的に対応する。

ハ 研究を効率的かつ効果的に実施するため、任期付研究員制度を導入する。

害教育に関する研究 4 課題、発達障害・情緒障害教育に関する研究 9 課題、自閉症教育に関する研究 3 課題を実施した。(事業報告書 4P)

○ 障害のある子どもを取り巻く諸情勢が大きく変化をする中、中長期を展望した研究から喫緊の5か年の課題までを「特別支援教育推進のための研究基本計画－障害のある子どもの教育の充実を目指して－」として策定した。(平成 20 年8月)

上記の研究基本計画に基づき、長期展望に立った障害のある子どもの教育の在り方、特別支援教育制度の推進・改善に関する総合的研究、各障害種別の教育内容・方法に関する研究など各研究課題を戦略的・体系的に整備した。(事業報告書 9P)

○ 研究活動をより戦略的、組織的に推進するために、平成 20 年度から「研究班」制を導入し、「研究基本計画」に基づいて各年度の研究計画を立案し、研究体制の編成、進行管理、評価等を担う研究実施の母体とした。

研究班は、障害種を超えた横断的課題や障害種等に応じた専門性に対応して、5 研究系、13 の研究班で構成した。

研究系は、総合的横断的研究課題に対応する研究系(「特別支援教育研究系」という。)と障害種等に応じた課題に対応する研究系に大きく二分される。障害種等に応じた研究系は、さらに「重複障害研究系」「感覚障害・言語障害研究系」「運動障害・健康障害研究系」「知的障害・発達障害研究系」の 4 つに区分されている。

各研究班では、それぞれ研究課題を設定し、課題に応じた研究チームを構成して研究を推進している。(事業報告書 10P)

○ 研究所における研究機能の高度化を図るため、平成 19 年度より、重点推進研究、専門研究その他の研究において必要とされる分野の専門家が、研究スタッフとして研究に参画する特任研究員制度を実施した

※実績

平成 19 年度 実施課題数2、特任研究員 2 名

平成 20 年度 実施課題数3、特任研究員 4 名

平成 21 年度 実施課題数3、特任研究員 4 名

平成 22 年度 実施課題数1、特任研究員 2 名

(事業報告書 11・12P)



【Ⅱ-1-(2)】		(2) 評価システムの確立による研究の質的向上				【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数	A	A	A	A	A
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数					
【法人の達成すべき目標の概要】										
<p>研究の実施に当たっては、評価システムを確立することにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。</p> <p>なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。</p>										
評価基準		実績				分析・評価				
<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県教育委員会や特別支援教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施し、得たニーズを反映した課題設定を行ったか。</li> <li>研究の質の向上等のために研究評価の実施を行ったか。</li> <li>研究評価システムについて見直しを行い、有効に活用されているかの検討を行ったか。</li> </ul> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、校長会等に対して教育現場のニーズ調査を実施する。</p> <p>② 研究の質の向上、研究の効率的・効果的</p>		<p>○ 研究課題候補の研究計画について、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県・政令指定都市教育センター(特別支援教育センター)、全国特別支援学校校長会、全国特別支援学級設置学校長協会及び外部評価委員に意見を求めた。</p> <p>プロジェクト研究・課題別研究に関する意見は、観点毎に整理し、各研究チームに還元して研究計画の内容改善の資料とした。</p> <p>さらに、平成21年度には、教育現場のニーズを取り入れ、研究の事前評価、あるいは実施に活かすシステムを構築し、寄せられた全ての意見について、研究班及び研究チームに伝達し、研究計画に反映したり研究基本計画の改定に活かしたりするなど、教育現場のニーズを研究の質の向上に反映させるシステムの運用を行った。(事業報告書 13P)</p> <p>○(内部評価)</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>研究ニーズ調査を実施し、それを反映して研究テーマを選ぶための仕組みが整えられており、選ばれたテーマも適切であると認められる。</li> <li>内部評価と外部評価を組み合わせた研究評価システムができており、的確に研究の評価が為されているものと認められる。外部評価では、高い評価を得ている。</li> <li>内部評価、外部評価とその意見の反映は着実に進められ、評価体制は確立している。また、研究の質向上の改善に結び付いていると認められる。</li> <li>評価システムの見直しについては、第2期中期目標期間中に、内部評価の改善に取り組み、終了時だけでなく研究の進捗状況を把握することで評価の質を確保するなどの改善が行われた。・研究所の研究活動が現場の教育に影響を与え、質を高められるように、今後一層、Webサイトによる発信の工夫や評価システムの不断の見直しを進めていくことが望まれる。また、アウトカム評価や研究エフォート導入について、その反映方法等についても、検討を進めていくことが期待される。</li> </ul>				

<p>な実施を図るため、研究の中間及び終了後における内部評価及び外部評価を行い、その必要性等について毎年度見直しを実施する。</p> <p>③ Web サイト上にフォーラムを設置するなど、情報通信技術を活用し、研究課題の企画立案・実施、研究成果のとりまとめに至る工程において、教育現場や研究者からタイムリーに意見や情報収集等を行うシステムを平成19年度までに構築し、平成20年度から運用開始する。</p>	<p>内部評価はまず、評価委員を除く研究職員によるピアレビューを実施し、その結果を参考としつつ、内部評価委員が評価をそれぞれ実施し、さらに所内評価委員会において内部評価を確定した。このピアレビューと内部評価の実施においては、評価のコメントを研究代表者にフィードバックすることで最終的な研究報告の質の向上を図っている。</p> <p>(外部評価)</p> <p>本研究所運営委員会の下に設置している外部評価部会では、運営委員会会長が指名する運営委員と運営委員以外の学識経験者等により、評価を実施した。</p> <p>すべての評価結果は、速やかに研究代表者、並びに、関連する研究班に伝達され、次年度以降の研究に反映させている。</p> <p>(内部評価結果及び外部評価結果の概要)</p> <p>研究活動の評価については、終了課題においては研究目標の妥当性、研究の達成状況及び研究の成果の活用の可能性といった観点から、継続課題においては研究目標の妥当性、研究の進捗状況の観点からそれぞれ評価を行った。第二期中期計画期間における評価結果は下記のとおりである。</p> <p>※外部評価結果実績</p> <p>平成 18 年度 A+:0 課題、A:10 課題、B: 6 課題  平成 19 年度 A+:3 課題、A:10 課題、B: 4 課題  平成 20 年度 A+:3 課題、A:13 課題、B: 1 課題  平成 21 年度 A+:2 課題、A:12 課題、B: 2 課題  平成 22 年度 A+:2 課題、A:11 課題、B: 3 課題</p> <p>(A+:非常に優れている。 A:優れている。  B :普通である。 C:劣っている。  C-:極めて劣っている。)</p> <p>(事業報告書 13・14P)</p> <p>○(Web サイト上の研究評価システムについて)</p> <p>研究ニーズ調査と研究課題設定、実施、普及システムの一環として実施した。</p> <p>研究評価システムについては、企画立案、実施及び研究成果取りまとめの各段階で、広く意見を聴取することが可能となるよう、研究所 Web サイト上に構築し、平成 21 年 3 月に運用を開始した。</p> <p>(意見募集の結果)</p>	
--	---	--

<p>④ 評価システムについて、適宜、見直しを行い、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについての評価(アウトカム評価)方法や研究エフォートを導入する。</p>	<p>意見募集に当たっては、障害者団体、保護者団体等への周知を行った。閲覧数の増加などから今後も、研究所メールマガジン等で周知を行いながら、継続することとしている。(事業報告書 14P)</p> <p>○ 評価システムの見直しとして、研究実施期間を通じて担当評価委員が研究の進捗状況の評価する新たな内部評価システムを確立し、研究の進捗状況を把握することで、評価の質を確保する一方、評価担当者を絞り込むことで評価の効率性を高めた。</p> <p>アウトカムの分析は、平成 20 年度に設置した情報・広報本部の部会(情報普及部会)において行っており、組織的に、アウトカム調査とその研究計画への反映を実現する体制を維持している。</p> <p>また、アウトカム調査については、特別支援教育センターや都道府県教育委員会、全国の特別支援学校へのアンケート及び研究所セミナーにおけるアンケートや情報システムを活用することで、継続的に情報を収集するシステムの構築を目指すこととしている。</p> <p>研究エフォート調査では、研究職員の全業務時間の中で研究時間とその内訳を調査することで、研究代表者、研究メンバー、所内研究協力者を含めて、研究課題等への人的リソースの適正な配分を図っている。また、すべての研究実施計画書にそれぞれの研究メンバーの研究エフォート記入欄を設け、前年の研究エフォート調査結果を資料として、人的リソースの観点を含めた事前のヒアリングを実施することで研究の質の向上を図っている。</p> <p>さらに、平成 21 年度からは、新たな内部評価システムにおける中間評価書の評価項目に、研究エフォートの履行状況を盛り込むなど、研究の質の向上への活用を図っている。(事業報告書 15P)</p>	
---	---	--

【Ⅱ-1-(3)】		(3)大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による総合的な研究の推進				【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数	A	B	A	A	A
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数					
【法人の達成すべき目標の概要】										
<p>教育、福祉、医療、労働等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進するため、従来から連携を図っている研究協力者及び協力機関に加えて、新たな研究参画者を全国から広く公募すること。</p> <p>また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際の研究の質的向上を図ること。</p>										
評価基準	実績				分析・評価					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的かつ効果的に研究を実施するため、研究協力者及び研究協力機関と連携を行ったか。</li> <li>・研究パートナー制度を活用したか。(専門研究A・Bで30%以上の目標値)</li> <li>・大学等の研究機関等との共同研究を実施したか。</li> <li>・自閉症教育に係る研究に関する筑波大学附属久里浜特別支援学校との相互協力を行ったか。</li> </ul> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校、大学の関係機関等と共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 研究協力者及び協力機関と連携する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 新たな研究参画者を全国から広く公募する「研究パートナー制度」を活用する。(毎年度、全研究課題の30%以上で実施)</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。</p>	<p>○ 研究協力者・機関</p> <p>プロジェクト研究、課題別研究(平成20年度より重点推進研究、専門研究A, B, C, D)、調査研究において、以下のとおり研究協力者・機関と連携を図り、実践的・実際的研究を円滑に推進した。</p> <p style="padding-left: 20px;">具体的には、①情報資料の提供、②指導・助言、③共同開発・研究、④開発した指導法・施策の実践、⑤教材の開発等の協力を得た。</p> <p>※実績</p> <p>平成18年度 研究協力者 146名、研究協力機関 59機関</p> <p>平成19年度 研究協力者 122名、研究協力機関 50機関</p> <p>平成20年度 研究協力者 100名、研究協力機関 57機関</p> <p>平成21年度 研究協力者 121名、研究協力機関 57機関</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の政策的ニーズや教育現場のニーズに応える研究において、課題認識・研究方法・研究資源などを共有するために、研究協力者及び研究協力機関との連携が進められている。研究パートナー制度については、目標値を達成している。</li> <li>・大学や民間研究機関、福祉・医療・福祉関係機関等との共同研究や筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力が必要に応じて実施されている。</li> <li>・ナショナルセンターとして関係機関、関係者との連携、協力に基づく研究の推進が行われていると認められる。</li> <li>・今後、連携、協力体制全体における特任研究員制度の位置づけをさらに明確にすることや、研究協力者・機関及び研究パートナーの役割の明確化について、検討を進めていくことが望まれる。</li> </ul>					

<p>② 大学などの基礎的研究と研究所の実際の研究との有機的な連携を図ることにより、実際研究の質的向上を図る。</p> <p>イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。</p> <p>ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互協力を行う。</p>	<p>平成 22 年度 研究協力者 79 名、研究協力機関 61 機関 (事業報告書 16・17P)</p> <p>○ 研究パートナー 研究所が実施するプロジェクト研究及び課題別研究(平成 20 年度より、重点推進研究、専門研究A及び専門研究B)において、対等な関係で研究への参画を希望する機関を全国から広く公募する「研究パートナー制度」を活用し、教育現場のニーズに対応した研究を実施した。 なお、研究パートナーは、毎年度、公募できる全研究課題の 30%以上で実施した。</p> <p>※実績 平成 18 年度 20 課題中 7 課題(35%)で実施 平成 19 年度 18 課題中 6 課題(33%)で実施 平成 20 年度 20 課題中 6 課題(30%)で実施 平成 21 年度 18 課題中 7 課題(39%)で実施 平成 22 年度 18 課題中 6 課題(35%)で実施 (事業報告書 17・18P)</p> <p>○ 平成 18 年度において、福祉、医療、労働関係・団体との連携に関しては、4 研究課題で 13 名の研究協力者が研究に参画し、2 課題で 2 研究協力機関の協力を得た。(事業報告書 20P)</p> <p>○ 共同研究 関係機関との連携をより一層推進するため、研究所職員と大学等の研究組織・研究者との相互連携による共同研究を実施した。</p> <p>※実績 平成 18 年度 6 課題 平成 19 年度 7 課題 平成 20 年度 7 課題 平成 21 年度 3 課題 平成 22 年度 4 課題 (事業報告書 20・21P)</p> <p>○ 本研究所における自閉症に関する研究をより一層推進するため、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互協力を行っている。 たとえば、平成 20 年度において、自閉症研究の母体となる自閉症班において、平成 20 年度～21 年度の重点推進研究「自閉症スペクトラムの児童</p>	
--	---	--

	<p>生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際研究を行った。また、この研究には、研究所における研究機能の高度化を図るための特任研究員制度により、筑波大学附属久里浜特別支援学校長に研究への参画を委嘱した。(事業報告書 22P)</p>	
--	---	--

【Ⅱ-1-(4)】		(4)研究成果の普及促進等				【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22					
決算額(百万円)	456の内数	521の内数	471の内数	496の内数	500の内数					
従事人員数(人)	28の内数	29の内数	30の内数	31の内数	32の内数	H18	H19	H20	H21	H22
【法人の達成すべき目標の概要】						A				
<p>研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果の理解促進等の普及を図ること。その際、情報通信技術の活用など、教育現場等で活用しやすい形による研究成果の普及に努めること。</p> <p>なお、研究成果の普及等を図ることを目的に実施しているセミナーについては、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムとし、受講者である教育現場等の関係者における研究成果の理解の促進や情報の共有を図るとともに、参加者の意見等を集約することにより、研究計画及び研究内容の質の向上に資すること。</p> <p>また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うとともに、都道府県等における特別支援教育に関する研修の質の向上にも貢献すること。</p>										
評価基準		実績			分析・評価					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の行政施策へ貢献しているか。</li> <li>・教育現場等関係機関との情報の共有を図るためセミナーを年2回以上開催したか。また、定員充足率90%以上、満足度85%以上を確保したか。</li> <li>・研究成果を学会等で発表したか(中期目標期間中500件以上)</li> <li>・研究紀要を年1回刊行したか。</li> <li>・研究成果報告書を刊行したか。</li> <li>・都道府県等における研究会・研修会へ講師を派遣し、研究成果の普及を行ったか。</li> <li>・情報通信技術を活用した研究成果の情報提供を行ったか。</li> </ul> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① 研究成果については、文部科学省等へ提供することにより、国の行政施策の企画立案・実施に寄与する。</p>		<p>○ 研究成果は研究成果報告書にまとめ、文部科学省へ提出するとともに、国の施策に関連する協力者会議などの委員として研究職員が参加・協力し、行政施策の企画立案・実施等に寄与した。(事業報告書 23P)</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果を研究成果報告書にまとめ、国へ提出するとともに、国の施策に関連する協力者会議などの委員として研究職員が参加・協力するなど、行政施策の企画立案・実施等に寄与行政施策へ貢献していると考えられる。</li> <li>・研究成果は、刊行物などを情報通信技術を活用した手段等により、積極的に普及促進活動が実施されていると認められる。</li> <li>・研究所セミナーは毎年2回ずつ開催され、定員充足率、満足度ともに目標値を十分達成し、研究成果の普及に貢献している。</li> <li>・研究成果の口頭又は誌上による発表については、中期目標期間中1,343件発表し、目標値の500件を達成した。</li> <li>・研究紀要は、第2期中期目標期間中年1回、計5冊(第34巻～第38巻)を刊行した。</li> <li>・都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師派遣は、第2期中期目標期間中1,200件であり、研究成果の普及に貢献したと認められる。</li> <li>・今後、研究成果の普及については、研究成果を活用する</li> </ul>					

② 研究活動、研修事業、教育相談活動の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、セミナーを年2回以上開催する。

イ これまでの基調講演やシンポジウムを基軸とする構成から、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムに改め、参加者の意見等を集約するなどのフィードバック機能をこれまで以上に強化する。

ロ 参加者定員の90%以上の充足率を確保するとともに、参加者85%以上の満足度を確保する。

○ 本研究所の研究の成果等を教育委員会、教育センター、特別支援学校、幼小中等学校等に対し、セミナー等を通じて普及するとともに特別支援教育の発展を目指して、時宜を得たニーズの高いテーマや最新の研究の動向・情報、あるいは本研究所の各種研究成果を報告、公開する「国立特別支援教育総合研究所セミナー」を毎年2回実施した。

参加者は、特別支援学校教員、指導主事、研究者等が多数を占めているが、近年の発達障害のある子どもへの教育的支援に資するために、テーマや構成を工夫して、小中学校の特別支援学級、通常学級担当の教員にも対象を拡大し、今後の教育活動に役立てるように考慮している。

セミナーⅠは、特別支援教育研究の動向や最新研究成果の普及や今日的課題、今後進むべき方向を探ることを主な目的として計画立案し、研究発表や研究協議等を実施した。

セミナーⅡは、当研究所が実施した研究等の成果報告を基軸に研究発表や研究協議を実施した。

フィードバック機能の強化として、参加者には申込みの際、セミナーで得たい情報や特別支援教育の推進充実についての意見、参加する分科会の内容等に関して記述を求め、それらを集約し得てセミナーの全体会及び分科会に反映させた。具体的に平成22年度のセミナーの例を示すと、事前の意見は、以下に示すように集約され、全体会や分科会ではそれらの意見を組み込むように配慮した。(事業報告書 26・27P)

○ 参加者数及び定員充足率

参加者数

中期期間中のセミナーⅠ及びセミナーⅡの参加者数及び定員充足率は以下の表に示したとおりである。参加者定員の90%以上の充足率を満たすことができた。

セミナーⅠ参加者数及び定員充足率の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者数	1,460人	1,540人	1,265人	1,325人	1,301人
定員充足率	104.3%	110.0%	90.4%	94.6%	92.9%

\* 参加者数は、2日間の延べ人数

セミナーⅡ参加者数及び定員充足率の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
参加者数	692人	690人	720人	919人	638人

可能性のあるところに確実に届いているかどうか、研究成果が十分に活用されているかどうか検証を進めていくことが必要である。



定員充足率	98.9%	98.6%	102.9%	131.3%	91.1%
-------	-------	-------	--------	--------	-------

#### 参加者満足度

参加者満足度については、参加者へアンケートを実施し、「参加した意義があった」の項目において、「意義があった」、「やや意義があった」の回答の合計を根拠としている。

参加者85%以上の満足度を確保することができた。

#### セミナーⅠ参加者アンケート 満足度の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
満足度	90.0%	90.8%	96.0%	94.5%	92.6%

#### セミナーⅡ参加者アンケート 満足度の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
満足度	88.3%	94.8%	98.2%	97.5%	94.8%

(事業報告書 28P)

③ 研究成果のアウトプットとして、報告書の刊行等を行う。

イ 査読付研究紀要を年1回刊行する。

ロ 毎年度、終了研究課題毎に研究成果報告書を刊行し、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。

ハ 特に重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。

ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。

○ 研究紀要は、特別支援教育に関する研究成果に係る本研究所職員等の論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として刊行している。第二期中期目標期間中には、年1回、計5冊(第34巻～第38巻)を刊行した。刊行した研究紀要は、国内の大学、都道府県政令指定都市の教育委員会・センター、特別支援学校・学級等に配布するとともに研究所のWebサイトに掲載し、広く情報提供に努めた。(事業報告書 29P)

○ 第二期中期目標期間中に刊行した研究成果報告書数は以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
研究成果報告書	10	17	13	15	8
中間報告書	0	0	1	0	4

(事業報告書 29P)

<p>④ 研究成果の口頭又は誌上による発表を通して積極的に成果を普及させる。  イ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中500件以上発表する。  ロ これらの発表内容をデータベース化し、Webで参照できるようにする。</p> <p>⑤ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。</p>	<p>○ 第二期中期目標期間中に刊行したガイドブック・マニュアル等は以下のとおりである。  ※実績  平成18年度 3冊  平成19年度 5冊  平成20年度 1冊  平成21年度 4冊  平成22年度 2冊  (事業報告書 29・30P)</p> <p>○ 第二期中期目標期間中に試作した教材・教具およびその公開方法は以下のとおりである。  ※実績  平成18年度 7件  平成19年度 4件  平成20年度 2件  平成21年度 4件  平成22年度 3件  (事業報告書 30～32P)</p> <p>○ 本研究所の研究紀要、研究成果報告書、学会及び専門誌等へ1,343件発表し、目標値の500件に対し、約2.6倍の実績を達成した。(事業報告書 32P)</p> <p>○ 研究成果のうち、重点推進研究、専門研究、調査研究及び共同研究の研究成果については、電子化を図り、研究所Webサイトで公開している。(事業報告書 33P)</p> <p>○ 都道府県教育委員会等が実施する研修会等への講師派遣等を次の通り実施し、研究成果を普及した。  ※実績  平成18年度 69件  平成19年度 170件  平成20年度 240件  平成21年度 297件  平成22年度 424件 合計1,200件  (事業報告書 33P)</p>	
---	--	--

⑥ 情報通信技術の活用による研究成果の情報提供を行う。	○ 公表した研究成果については、全て Web サイトに公開し、情報提供を行っている。(事業報告書 33P)	
-----------------------------	---	--

【(中項目)Ⅱ-2】	2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成					【評定】 <b>A</b>																					
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168</td> <td>140</td> <td>118</td> <td>149</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている研修事業の事業費用の額である。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	168	140	118	149	152	従事人員数(人)	12	10	9	10	10	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																						
決算額(百万円)	168	140	118	149	152																						
従事人員数(人)	12	10	9	10	10																						
						A	A	A	A	A																	

【Ⅱ-2-(1)】	(1)都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上					【評定】 <b>B</b>																					
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>168の内数</td> <td>140の内数</td> <td>118の内数</td> <td>149の内数</td> <td>152の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>12の内数</td> <td>10の内数</td> <td>9の内数</td> <td>10の内数</td> <td>10の内数</td> </tr> </table> <p><b>【法人の達成すべき目標の概要】</b>  1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、廃止することとし、特別支援教育の指導者の養成につながる新たな研修制度を構築し、提供すること。  なお、新たな研修制度においては、都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、研究所で行っている国の政策課題や教育現場の喫緊の課題に対応した研究へ直接参画するなどの研修プログラムを提供し、都道府県等における教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ること。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																						
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数																						
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数																						
						B	B	B	B	B																	
<b>評価基準</b>		<b>実績</b>			<b>分析・評価</b>																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年度から研究研修員制度を実施したか。</li> <li>修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)</li> <li>設定された受講者数に対する実際の受講者</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>長期研修を見直し、新たに研究研修員制度を創設したことは評価できるが、この制度については、受講者数が募集人員を割っている状況が継続し、都道府県への長期の職務研修制度については、各都道府県の中核的指導者育成の在り方の見直しを含めた検討が必要である。</li> </ul>																						

の参加率が、85%以上を確保したか。

(第2期中期計画)

第1期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、廃止することとし、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする「特別支援教育研究研修員制度」を平成19年度から新たに導入する。

- イ 研究所の「プロジェクト研究」や「課題別研究」に直接参画する。
- ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法を改善する。
- ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修内容・方法を改善する
- ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講

○ 障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ教職員を対象に、指導者としての資質の一層の向上を目指し専門的知識及び技術の深化を図る「長期研修(特殊教育指導者養成研修)」については、平成18年度限りで廃止し、平成19年度からは従来の長期研修に代わり新たに「特別支援教育研究研修員制度」を創設し、以降毎年度着実に実施した。(事業報告書 41P)

○ 特別支援教育研究研修員制度は、各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象に、本研究所が政策的な課題や教育現場の喫緊の課題について実施する「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画し研究を行うことにより、各都道府県における特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質の向上や各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与する専門性の向上を図ることを目的としている。研究研修員の研修内容は、参画する当該研究チームと協議し、担当研究職員の支援の下で、以下の活動により研究研修計画を作成し、実施する。

1. 当該研究チームの研究活動への参画
2. 当該研究に関連した自己の有する課題に関する研究の実施

なお、研究研修員が希望する場合には、研究所の主催する他の研修等の講義を聴講することができる。

(事業報告書 42P)

○ 研究研修員に予め作成・提出を求めた、「研修成果の活用等に関する事前計画書」については、平成20年度研究研修員から、研究研修修了後の翌年度を念頭に、年間目標を具体的に設定するよう指示し、研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会を經由して、各年度全員が提出した。また、受講者の任命権者に対しても同様に「研修成果の活用等に関する事前計画書」の作成・提出を求め、各年度派遣元の教育委員会等全てから提出があった。(事業報告書 44P)

○ 特別支援教育研究研修員の研修修了直後に実施したアンケート調査で、毎年度、全員が「とても有意義」「有意義」とこたえ、100%の満足度であった。(事業報告書 44P)

○ また、国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各受講者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を求めるとしており、毎年修了一年後目途に調査を実施した。(事業報告書 44

者数の見直し等、必要な措置を講じる。

P)

(研究研修受講者への研修内容・方法等に関する一年後アンケート調査結果)  
調査票3(教育委員会用)の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

実施年度・研修名	受講者数	回答数	回答
平成19年度 特別支援教育 研究研修	8名 内、教委派遣 対象8	8名分 (回収率 100%)	とてもそう思う 3名(37.5%) そう思う 5名(62.5%)
平成20年度 特別支援教育 研究研修	7名 内、教委派遣 対象6名	6名分 (回収率 10 )	とてもそう思う 2名(33.3%) そう思う 4名 66.7%)
平成21年度 特別支援教育 研究研修	8名 内、教委派遣 対象8名	8名分 (回収率 100%)	とてもそう思う 1名(12.5%) そう思う 7名(87.5%)

(事業報告書 44・45P)

○ 特別支援教育研究研修員制度の募集人員については、創設以降、見直し改善を図ってきているが、毎事業年度平均では57.6%となり、残念ながら85%以上との指標は達成できなかった。

この研究研修員制度については、参加者数が少ないことや参加都道府県に偏りがみられることから、研修効果を全国に効果的に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとされている。

そのため、22年度において、これまでの派遣教育委員会等から、修了者の状況把握を行うとともに、研究研修員制度の在り方を含めた検討材料の一部として、全都道府県教育委員会へ長期間にわたる職務研修制度についての全国的な実情把握のためのアンケート調査を22年11月に実施した。(事業報告書 45P)

※定員充足率の推移

平成19年度 8名 42%

平成20年度 7名 58%

平成21年度 8名 80%

平成22年度 5名 50%

(事業報告書 42P)

【Ⅱ-2-(2)】 (2)各障害種別に対応する指導者の専門性の向上						【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H2	H22	H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	A	A	A	A	A
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数					
【法人の達成すべき目標の概要】										
<p>各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ること。</p> <p>なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用するなどの方法により、受講者が事前に履修できるよう措置すること。</p> <p>また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。</p>										
評価基準		実績				分析・評価				
<ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員の専門性と指導性の向上を図る研修を実施したか。</li> <li>障害種別の研修に関する専門的かつ技術的な内容や研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムの改善を行ったか。</li> <li>修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)</li> <li>修了後アンケート等をもとにしたカリキュラム等の見直しを実施したか。</li> <li>設定された受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上を確保したか。</li> </ul> (第2期中期計画)		○ 都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、その施策の推進等に寄与するための指導者層の育成を目指し、中期目標期間中の各年				<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育専門研修は、参加率と受講者満足度、教育委員会からのプラス評価等の目標値を達成し、各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員の専門性と指導性の向上に寄与してきたものと認められる。</li> <li>研修内容については、受講者が実際の業務や活動の中で活かせるものとなるよう毎年度の見直しやWebによる事前学習の取組が行われている。また、教員免許状の取得への貢献も認められる。</li> <li>修了直後又は修了後1年後を目途に行った研修の内容・方法等についてのアンケート調査において、受講者:85%以上、教育委員会:80%以上のプラス評価を確保し、目標値を達成している。また、参加率も毎年度85%以上の目標値を達成している。</li> <li>特別支援教育専門研修は、この5年間の評価は高く、今後の各自治体における指導者としての資質を高めるため継続的に実施すべきと考えられる。</li> </ul>				

習・研究協議等を通して、その専門性と指導性の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実を図るための研修を実施する。

イ 障害種別にコースを設け約2か月の期間で実施している短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)を、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容に改善する。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを実施する。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

度、約2か月の期間で実施している専門的・技術的研修を、各期に分けて実施した。なお、平成18年度までは短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)との名称であったが、平成19年度から「特別支援教育専門研修」と名称変更した。

また、平成19年4月からの特別支援教育の制度化に対応し、文部科学省が実施した「特別支援学校教員専門性向上事業(旧 盲・聾・養護学校教員専門性向上事業)(平成18年度:6ブロック制(関東ブロックを研究所で開催、他ブロックへは研究職員を講師派遣)平成19年度:2ブロック制(研究所で開催)、平成20年度:1開催(研究所で開催))に、全所的に協力し、当該事業に係る各年度の研修テキストの作成を行った。この事業を実施するために、平成18年度・19年度の特別支援教育専門研修は年二期の開催に変更した。なお、平成20年度以降は開催時期を通常の年三期制として実施した。

なお、特別支援教育に関する学校教育法の一部改正の趣旨に対応し、平成19年度において、平成20年度以降の特別支援教育専門研修及び各種研修等についての検討を行い、見直しを図った。(事業報告書 46・47P)

(参考:過去5年間実績)

年 度	18年度	19年度	20年度*	21年度	22年度
受講実績	188名	200名	194名	204名	208名
募集人員	200名	200名	200名	200名	200名
参加率(%)	94.0%	100.0%	97.0%	102.0%	104.0%

(事業報告書 47P)

○ 特別支援教育専門研修は、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなどのために必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高めることを目的としている。研修の内容は、各コース毎に、講義・演習、研究協議、実地研修、課題研究で構成される研修プログラムが用意されており、研修員は、決められた研修プログラムに従って研修する。各コースでは、コース共通事項のほか、各障害教育専修プログラムを構成する。なお、知的障害・肢体不自由・病弱教育コースにおいては、専修プログラムのほか、重点選択プログラムを構成する。また、修了時に、研修の成果をレポートにまとめ、提出することとなっている。(事業報告書 47・48P)

○ 平成19年度専門研修の研修員に予め作成・提出を求めた、「研修成果の活用等に関する事前計画書」については、平成20年度研修員から、研修修了後の翌年度を念頭に、年間目標を具体的に設定するよう指示し、研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会を經由して、各年度全員が提出した。また、受講者の任命権者に対しても同様に「研修成果の活用等に関する事前計画書」の作成・提出を



ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

② カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目について、受講者が事前に履修できるようインターネットを通じた講義配信などを活用する。

求め、各年度各期派遣元の教育委員会等全てから提出があった。

○ 短期研修及び特別支援教育専門研修の研修員の各期の研修修了直後に実施したアンケート調査で、ほぼ全員が「とても有意義」「有意義」と答え、98%以上の満足度であった。(研修修了者の満足度)(事業報告書 48P)

4段階評価の「とても有意義」「有意義」を合わせた回答割合

	特別支援教育専門研修		
	第一期	第二期	第三期
平成18年度	100%	100%	—
平成19年度	100%	98.9%	—
平成20年度	100%	100%	100%
平成21年度	100%	100%	100%
平成22年度	100%	98.7%	99.0%

(事業報告書 48P)

○ また、国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各受講者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を求めることとしており、毎年修了一年後目途に調査を実施した。(事業報告書 49P)

(受講者への研修内容・方法等に関する一年後アンケート調査結果)

調査票3(教育委員会用)の設問の一部

受講者の現在の状況等から、当研究所の研修内容が成果として教育実践等に有効に反映させているか

研修名	受者数	回数	回答
平成18年度 短期研修*	187名	148名分	とてもそう思う 67名(45.3%)
	内、教委派遣 181名	(回収率 81.8%)	そう思う 81名(54.7%)
平成19年度 特別支援教育 専門研修	200名	170名分	とてもそう思う 75名(44.1%)
	内、教委派遣 192名	(回収率 88.5%)	そう思う 91名(53.5%) あまりそう思わない 4名(2.4%)
平成20年度 特別支援教育 専門研修	194名	179名分	とてもそう思う 86名(48.0%)
	内、教委派遣 188名	(回収率 95.2%)	そう思う 93名(52.0%)

平成 21 年度 特別支援教育 専門研修	204 名 内、教委派遣 196 名	195 名分 (回収率 99.5%)	とてもそう思う 72 名(36.9%) そう思う 123 名(63.1%)
----------------------------	--------------------------	--------------------------	--

(事業報告書 49P)

○ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所 Web サイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう以下のように試行・実施してきた。(事業報告書 49P)

- ・18 年度: 専門性向上事業の講義を収録し、「専門性向上研修講座(基礎編)」として 9 講座 36 コンテンツを開発。
- ・19 年度: 前年度開発の 9 講座 36 コンテンツのうち、特別支援教育概論 5 コンテンツ 3 時間を研修開始前の事前学習として指示し、全員が視聴した。他障害別コンテンツも、研修期間中に自身の専門性向上のため多くの研修員が視聴した。
- ・20 年度: 共同研究開発の「専門性向上 Web 研修講座」の特別支援教育の基礎理論(6 コンテンツ各 30 分)を事前学習用に配信。各期受講者及び研究研修員が視聴し、研修開始に当たって、特別支援教育への制度改正とその状況などについての基礎的理解の促進を図った。確実に視聴したことの確認は、システム上でレポートを求めることによって行った。
- ・21 年度: 引き続き、「教育専門性向上 Web 研修講座」の特別支援教育の基礎理論を事前学習用に配信。ほぼ全員が来所前に視聴を完了した。障害のある研修員には別途対応。
- ・22 年度: 引き続き、「教育専門性向上 Web 研修講座」の特別支援教育の基礎理論を事前学習用に配信。ほぼ全員が来所前に視聴を完了した。障害のある研修員には別途対応。

(事業報告書 49・50P)

○ 特別支援教育専門研修の内容について、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な内容や研究協議等の演習形式を取り入れ実施した。なお、各研究の成果については、研究職員が担当する講義等において、それぞれ反映させることで活用が行われている。

なお、平成 19 年度限りとした LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修、自閉症教育推進指導者研修及び情報手段活用による教育的支援指導者研修の 3 研修で取り扱った内容については、特別支援教育専門研修のプログラムに多くを取り入れた。また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、毎年度逐次見直しを行った。(事業報告書 50P)

【Ⅱ-2-(3)】		(3)国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成					【評定】				
【インプット指標】							A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22	
決算額(百万円)	168の内数	140の内数	118の内数	149の内数	152の内数	B	A	A	A	A	
従事人員数(人)	12の内数	10の内数	9の内数	10の内数	10の内数						
【法人の達成すべき目標の概要】											
<p>中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月)等を踏まえ、①特別支援教育に係る政策的重要性の高い研修、②特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修を実施することにより、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員の専門性の向上を図ること。</p> <p>なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止すること。</p>											
評価基準		実績			分析・評価						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした専門的かつ技術的な研修を実施したか。</li> <li>・逐次、研修の見直しを行ったか。</li> <li>・修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてのアンケート調査において一定のプラス評価を確保したか。(受講者:85%以上、教育委員会:80%以上)</li> <li>・設定された受講者数に対する実際の受講者の参加率が、85%以上を確保したか。</li> </ul> (第2期中期計画)		<p>○ 本研究所においては、障害のある幼児児童生徒の教育に関して各都道府県等において指導的立場に立つ教職員を対象として、①特別支援教育に係る政策上重要性の高い研修、②特別支援教育に係る教育現場の喫緊の課題に対応した研修、③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修、を実施することにより、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員の専門性の向上を図った。(事業報告書 51P)</p> <p>①特別支援教育政策上重要性の高い研修を、各年度2研修、毎年度見直しながら実施した。</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育のナショナルセンターとして、課題を的確に捉えた専門的かつ技術的な研修の実施により、参加率・満足度共に高く、各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員の専門性の向上に寄与していると認められる。</li> <li>・修了直後又は修了後1年後を目途に行った研修の内容・方法等についてのアンケート調査において、受講者:85%以上、教育委員会:80%以上のプラス評価を確保し、目標値を達成している。また、参加率も毎年度85%以上の目標値を18年度を除き達成している。</li> </ul>						

り実施する。

イ 特別支援教育政策上重要性の高い研修(交流及び共同学習推進指導者研修、特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会等)

ロ 特別支援教育に係る教育現場等の喫緊の課題に対応した研修(LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修等)

ハ 地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修(情報手段活用による教育的支援指導者研修等)

- ・交流及び共同学習推進指導者研修(2日間)
- ・特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会(2日間)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受講実績	146名	149名	133名	134名	161名
募集人員	180名	160名	140名	140名	140名
割合(%)	81.1%	93.1%	95.0%	95.7%	115%

(事業報告書 51P)

②特別支援教育に係る教育現場の喫緊の課題に対応した研修を、18・19年度各2研修、20年度以降各1研修実施した。

- ・LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修(4週間)
- ・自閉症教育推進指導者研修(2週間)
- ・発達障害教育指導者研究協議会(2日間)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受講実績	99名	97名	203名	144名	155名
募集人員	120名	100名	120名	120名	120名
割合(%)	82.5%	97.0%	169.2%	120.0%	129.2%

(事業報告書 52P)

③地方公共団体においては単独で実施することが困難な研修を、18・19年度各2研修、20年度以降各1研修実施した。

- ・情報手段活用による教育的支援指導者研修(2週間)
- ・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会(2日間)

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受講実績	136名	131名	89名	82名	76名
募集人員	160名	150名	80名	80名	70名
割合(%)	85.0%	87.3%	111.3%	102.5%	108.6%

(事業報告書 52P)

② これらの研修の実施については、次の事項に留意するものとする。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施す

○ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを行い、以下のとおり中期目標期間開始時(18年度)6研修を、終了時(22年度)4研修実施とした。(事業報告書 53P)

<p>るとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止する。</p> <p>ロ 研修毎に、受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修成果の還元内容・方法等についてアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。</p> <p>ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。</p>	<p>○ 平成18年度から各研修の参加決定者に予め作成・提出を求めた、「研修成果の活用等に関する事前計画書」については、20年度から年間目標を具体的に設定するよう指示し、研修の開始前に提出を求め、派遣教育委員会を經由して、各年度各研修の参加者全員が提出した。また、受講者の任命権者に対しても同様に「研修成果の活用等に関する事前計画書」の作成・提出を求め、各年度各期派遣元の教育委員会等全てから提出があった。なお、短期間の研修については、この「研修成果の活用等に関する事前計画書」の作成、提出を本中期目標期間中限りとした。 <b>(事業報告書 54P)</b></p> <p>○ 研修受講者に対する満足度については、各研修の修了直後に4段階のアンケート調査を行ったが、「とても有意義である」「有意義である」をあわせた割合は、ほとんどの研修で90%を超えており、中期目標期間終了時(22年度)はほぼ100%近くであった。<b>(事業報告書 54P)</b></p> <p>○ また、国立特別支援教育総合研究所研修派遣に関する事後アンケート調査として、研修内容・方法等の充実を図るため、一定期間後に各参加者の研修成果の還元内容・方法を把握するとともに、その活用状況等について任命権者である教育委員会又は受講者の所属長の評価を求めることとしており、毎年修了一年後目途に調査を実施した。<b>(事業報告書 55P)</b></p> <p>○ 各研修の参加率は、各年度全研修において85%以上であった。なお、各研修の募集人員の設定等の毎年度研修事業の検討に当たっては、各実施年度の前年9月頃、各都道府県・政令指定都市教育委員会への研修派遣ニーズに関する調査を行い、その調査結果及びこれまでの受講実績等を踏まえ、研修計画の立案を行った。<b>(事業報告書 57P)</b></p>	
--	---	--

【Ⅱ-2-(4)】	(4)情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供					【評定】									
【インプット指標】						A									
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22						H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	168 の内数	140 の内数	118 の内数	149 の内数	152 の内数						A	A	A	A	A
従事人員数(人)	12 の内数	10 の内数	9 の内数	10 の内数	10 の内数										
<p>【法人の達成すべき目標の概要】</p> <p>各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るための研修等において、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう研修コンテンツの充実を図り、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。</p>															
評価基準	実績				分析・評価										
<p>・インターネットによる講義配信を実施したか。</p> <p>・配信講義コンテンツの整備についての検討を行ったか。</p> <p>・講義配信登録機関数 300 機関以上確保したか。</p> <p>(第2期中期計画)</p> <p>各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、研究所の行う基礎的な科目に係る研修講義を利便かつ円滑に視聴できるよう措置する。</p> <p>イ 研修講義のインターネット等による全国配信を実施する。</p> <p>ロ 免許保有率の向上の取り組みにも資することができるよう現在の配信講義コンテンツの更新及び配信講義コンテンツの体系的な整備を図る。</p> <p>ハ 講義配信登録機関数を、計画終了年度において300機関以上確保する。</p>	<p>○ 当研究所では、各都道府県等において障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、研修コンテンツを開発し、インターネットを活用した講義の配信「インターネットによる講義配信」及び「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」を実施している。この研修コンテンツは、学校等の教育機関を対象としたもので、視聴するには登録が必要である。</p> <p>中期目標期間の終了時(22年3月末)には、配信用講義は100本に達し、申請を行った機関(教育センター・学校)も593機関となった。</p> <p>1. インターネットによる講義配信</p> <p>特別支援教育専門研修等の研修事業において、各障害等に関する所内研究職員による講義の一部を収録したものである。</p> <p>(平成23年3月末現在、配信講義:55タイトル)</p> <p>この他、23年度特別支援教育専門研修の受講決定者への事前学習用に、新規事前学習コンテンツ6本を開発した。</p> <p>2. 特別支援教育専門性向上 Web 研修講座</p> <p>各障害等に関し配信講義コンテンツとして体系的な整備を図り、より利便性がある配信システムとして、平成21年8月から公開を実施している。</p>				<p>・各都道府県等において障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するためのインターネットによる講義配信について、配信用講義が充実され、目標登録機関数以上の登録を確保し、各都道府県等の取組を積極的に支援しているものと認められる。</p>										

コンテンツは、平成 19 年度に独立行政法人メディア教育開発センターとコンテンツの共同開発について協定を締結し、メディア教育開発センターの設備により順次収録を行ったものである。(事業報告書 58P)

- 講義配信システムについては、研究所の情報通信基盤の整備等に伴い、平成 16 年度から本格運用を開始し、利便かつ円滑に視聴できるよう、平成 19 年 11 月にシステムの運用改善及びそのシステム更新を行い、平成 21 年 8 月からは「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」を公開した。さらに、平成 22 年度には講義配信システムについても、字幕・読みあがりのアクセシビリティに対応したコンテンツと改善した。(事業報告書 58P)
- 「インターネットによる講義配信」及び「特別支援教育専門性向上 Web 研修講座」の、中期目標期間中の視聴アクセス数の状況は次のとおりであった。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
1年間のアクセス件数	6,723件	5,919件	11,794件	15,784件	13,879件

(事業報告書 58P)

【(中項目)Ⅱ-3】	3 特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の実施による各都道府県等の教育相談機能の質的向上					【評定】 <b>A</b>																					
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82</td> <td>89</td> <td>50</td> <td>53</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている教育相談活動の事業費用の額である。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	82	89	50	53	42	従事人員数(人)	6	6	4	3	3	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																						
決算額(百万円)	82	89	50	53	42																						
従事人員数(人)	6	6	4	3	3																						
						A	B	A	A	A																	

【Ⅱ-3-(1)】	(1)特別支援教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施					【評定】 <b>A</b>																					
	<b>【インプット指標】</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(中期目標期間)</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>82の内数</td> <td>89の内数</td> <td>50の内数</td> <td>53の内数</td> <td>42の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6の内数</td> <td>6の内数</td> <td>4の内数</td> <td>3の内数</td> <td>3の内数</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【法人の達成すべき目標の概要】</b>  都道府県の特別支援教育センター等の教育相談実施機関との役割分担を明確にするため、保護者等からの個別の教育相談については、当該機関にゆだねることとし、研究所で行う教育相談については、臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談、各都道府県等では対応が困難な発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、特別支援教育のナショナルセンターとしてふさわしい教育相談に限定して実施すること。</p>					(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数	従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数	H18	H19	H20	H21
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																						
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数																						
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数																						
						A	B	A	A	A																	

評価基準	実績	分析・評価
<ul style="list-style-type: none"> <li>・三つの内容に限定して教育相談を実施したか。</li> <li>・教育相談アンケートを実施し満足度 80%以上確保したか。</li> </ul> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、基本的に各都道府県の特別支援教育センター等の教育相</p>	<p>○ 平成18年度から、下記に示されている限定した個別の教育相談を除く個別の教育相談に関し、当該機関にゆだねる等の措置を行い、平成20年度には全ての措置を終了した。(事業報告書 51P)</p> <p>保護者等からの個別の教育相談に係る措置状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者等からの個別の教育相談を各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談実施機関にゆだねる等の措置が完了し、ナショナルセンターとして担うべき三つの内容に限定して教育相談へ改善が図られたものと認められる。</li> <li>・ナショナルセンターとしてその役割が明確にされ、その役割も定着し、機能している。</li> </ul>



談実施機関にゆだねることとする。

	18年度	19年度	20年度
前年度からの継続	206件	41件	2件
措置	165件	39件	2件
翌年度へ継続	41件	2件	0件

② 研究所においては、次の教育相談に限定して実施する。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

③ これらの教育相談の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ 平成17年度末において教育相談を継続しているケースのうち上記②イ～ハに該当しないものについては、保護者等への周知、理解を得つつ、受入先の都道府県等の受入準備状況等を考慮して、各都道府県等に移行する。

ロ 上記②イ～ハの教育相談については、満足度アンケートを実施し、80%以上の満足度を確保する。

○ 平成18年度計画で限定して実施することとした三つの教育相談の内容を次のとおり定義した。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

研究者が障害のある子どもや保護者、教師等と相談活動の中から、萌芽的研究の具体的な情報や課題別研究等研究と関連する情報を得るため、又は、研究者自身が関心事項の具体的な情報を得て新たな研究課題を発見するために行う教育相談

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

発生頻度が低く、各都道府県等では担当者の専門性や担当者の数、設備等の理由から、相談活動を進めることが困難なもので、各機関から依頼状を添えて申し込んできた教育相談

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

海外の日本人学校等で学ぶ子どもや保護者、日本人学校教師からの要請で実施する教育相談やこれから海外に赴任する家族からの教育相談

これらの教育相談の実施状況は、次のとおりである。

限定した教育相談に係る実施件数の推移(来所によるもの)

(事業報告書 61・62P)

		臨床的研究	低発生等 困難	国外	計
18年度	相談件数	29	51	12	92
	延回数	268	72	14	354
19年度	相談件数	28	13	10	51
	延回数	431	34	11	476
20年度	相談件数	39	44	50	133
	延回数	457	89	101	647
21年度	相談件数	32	12	28	72
	延回数	504	44	122	670
22年度	相談件数	26	16	29	71
	延回数	298	35	94	427

○ 教育相談に来られた方対象にアンケート調査を行った。以下のとおり、第2期全般にわたり、80%以上の満足度を確保するという目標を達成した。(事業報告書 61・62P)

【Ⅱ-3-(2)】		(2)各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援				【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22					
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数					
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数					
【法人の達成すべき目標の概要】										
<p>各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施するとともに、個人情報保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースの構築・活用による情報提供等の支援を行うことにより、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献すること。</p> <p>なお、教育相談事例等のデータベースについては、運用開始後においても、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。</p>										
評価基準	実績				分析・評価					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施したか。また、有用度アンケートの満足度 80%以上を確保したか。</li> <li>・教育相談事例等データベースを構築・運用したか。</li> <li>・教育相談年報を年 1 回刊行したか。</li> </ul> <p>(第 2 期中期計画)</p> <p>① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進</p> <p>教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施する。その評価に当たっては、教育相談実施機関に係る支援について有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を確保、80%を下回った場合には、内容・方法等を改善する。</p>	<p>○ 環境全般に渡る総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを以下のとおり実施した。(事業報告書 66P)</p> <p>学校コンサルテーションの実施件数の推移</p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境全般に渡る総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションが実施され、有用度アンケートの満足度 80%以上が確保されている。また、教育相談データベースが構築・運用され、各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献しているものと認められる。</li> <li>・第 2 期中期目標期間において、構造転換、体制変革を実現したことは評価できる。</li> <li>・教育相談に係るマニュアル、ガイドブックについては5年で3本作成(うち2本は市販化された)し、教育相談年報については毎年 1 回刊行し、中期計画どおりの成果を挙げている。</li> <li>・各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献すべく、各都道府県の教育センター等の協力を得て、教育相談データベースの充実・利便性の向上を図り、効果的運用を推進していく必要がある。</li> </ul>					

		国内機関	国外機関	計
平成 20 年度	相談件数	13	7	20
	延回数	58	28	86
平成 21 年度	相談件数	26	4	30
	延回数	151	32	183
平成 22 年度	相談件数	26	2	28
	延回数	103	49	162

(事業報告書 66P)

○ 教育相談実施機関に係る支援について以下のとおり有用度アンケートを実施した。

(平成 18 年度)

・アセスメントやコンサルテーションを評価するための有用度アンケートについて、評価の視点を検討・整理し、その内容を決定するため、教育相談部に検討会を設け、アンケートの試案を作成した。

(平成 19 年度)

・アセスメントやコンサルテーションを評価するための有用度アンケートについては、平成 18 年度に作成した有用度アンケートの試案をもとに、平成 19 年度は、コンサルテーションを試行した教育相談実施機関に対して実施した。その結果、「とても役だった」と「役だった」の合計が、「問題状況を整理するためにコンサルテーションは役に立ちましたか」の項目においては 86.7%、「問題解決の方向性(見通し)を明らかにするために役に立ちましたか」の項目においては 80.0%、「問題解決のための具体的な示唆(助言)等は役に立ちましたか」の項目においては 86.7%であり、80%以上からプラスの評価を確保するという目標を達成した。

(平成 20 年度)

・これまでの有用度アンケート(試案)の項目を改訂し、平成 20 年度にコンサルテーションを実施した教育相談実施機関に対して調査を依頼した。その結果、「今年度、実施したコンサルテーションは役に立ちましたか」の項目において、「とても役だった」と「役だった」の合計が、100%であり、80%以上からプラスの評価を確保するという目標を達成した。

(平成 21 年度)

・平成 21 年度にコンサルテーションを実施した教育相談実施機関に対して調査を依頼した。

その結果、「今年度、実施したコンサルテーションは役に立ちましたか」の項目において、「とても役立った」と「役立った」の合計が、100%であり、80%以上からプラスの評価を確保するという目標を達成した。

(平成 22 年度)

<p>② 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献</p> <p>イ 個人情報の保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースを、平成21年度までに構築・運用し、各種情報を提供する。なお、運用開始後においても、その活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行う。</p> <p>ロ 教育相談に係るマニュアル、ガイドブック等を作成、提供する(5年で3本作成)。</p> <p>ハ 教育相談年報を年1回刊行する。</p>	<p>・平成 22 年度にコンサルテーションを実施した教育相談実施機関に対して調査を依頼した。</p> <p>その結果、「今年度、実施したコンサルテーションは役に立ちましたか」の項目において、「とても役立った」と「役立った」の合計が、100%であり、80%以上からプラスの評価を確保するという目標を達成した。</p> <p>(事業報告書 68P)</p> <p>○ 教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベースについて、以下のとおり、検討及び構築を進め、運用してきたところである。</p> <p>(平成 18 年度)</p> <p>・教育現場等のニーズを調査</p> <p>全国特殊教育センター協議会加盟機関 56 機関を対象に、①教育相談を実施する上で苦慮していること、②本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること、③個人情報保護法との関係で配慮している点、等についてアンケート調査を実施した。</p> <p>・教育現場等で活用しやすいデータベース構築のためのシステム設計</p> <p>・データベース構築にかかる協議会の開催</p> <p>(平成 19 年度)</p> <p>・蓄積事例をもとにしたデータベースの試作</p> <p>・研究協議会の開催</p> <p>(平成 20 年度)</p> <p>・平成 19 年度に試行されたデータベース試案の改変を行い、想定されるデータベース利用者とデータベース利用形態から、必要とされるデータとシステムについて検討を行った。</p> <p>想定される利用者は、各都道府県の教育委員会職員、教育センターの教育相談担当職員、特別支援学校の地域支援担当者であるとし、そのことから必要なデータとして、以下の項目を設定した。</p> <p>1)コンサルテーション事例</p> <p>2)教育相談事例</p> <p>3)教育相談・コンサルテーションに関する理論的な説明</p> <p>4)実際に教育相談・コンサルテーションを行う場合に必要な知識・知見</p> <p>このデータベースでは、様々な内容を扱う必要があることから、検索エンジンを利用したウェブベースでの構築を目指すこととした。研究所 Web サイトにシステムを構築し、平成 20 年 9 月より仮運用を開始した。</p> <p>(平成 21 年度)</p> <p>・平成 22 年 3 月に教育相談事例やデータベースの内容の共有化について検討するために積極的に教育相談を実施している特別支援教育センター</p>	
---	---	--

(下記 17 機関)に参加を要請し「教育センター相談連携・連絡協議会」を開催した。協議会は16センター、1教育委員会で構成した。

・平成 21 年 11 月より運用を開始し、107 機関から 162 名のユーザー登録があった。

(平成 22 年度)

・平成 21 年度に引き続き、積極的に教育相談を実施している特別支援教育センター等に参加を要請し、教育相談担当責任者を招聘して平成 22 年 6 月、及び 10 月に「教育センター連携連絡協議会」を開催した。

・これらの協議会における意見を踏まえて、平成 23 年度以降の教育相談データベースのコンテンツを以下のように整理することとした。

- 1)教育相談の実施に必要な基礎的な知識・知見
- 2)教育相談事例(教育相談、学校・機関コンサルテーションに係る典型事例)
- 3)教育相談関係機関基礎情報(全国を網羅した各教育相談機関の基礎情報)
- 4)教育相談関連文献リスト
- 5)教育相談Q&A
- 6)教育相談関連研修資料

(事業報告書 68～70P)

○ 教育相談に係るマニュアル、ガイドブックについては、中期計画どおり5年で3本作成し、うち2種類は市販化された。

1.「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携ー」

(市販「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携ー」平成 19 年 11 月(ジアース教育新社)

2.「学校コンサルテーション ケースブックー実践事例から学ぶー」

(市販「学校コンサルテーションケースブックー実践事例から学ぶー」平成 19 年 11 月(ジアース教育新社)

3.「障害のある子どもの海外生活を支援するガイドブックー社員の海外赴任をサポートするためにー」

(事業報告書 70P)

○ 教育相談年報については、中期計画どおり毎年 1 回刊行した。

・教育相談年報第27号(平成 18 年 5 月)

・教育相談年報第28号(平成 19 年 7 月)

・教育相談年報第29号(平成 20 年 6 月)

	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育相談年報第30号(平成 21 年 6 月)</li><li>・教育相談年報第31号(平成 22 年 6 月)</li></ul> <p>(事業報告書 70P)</p>	
--	--	--

【Ⅱ-3-(3)】		(3)臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進				【評定】				
【インプット指標】						A				
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
決算額(百万円)	82の内数	89の内数	50の内数	53の内数	42の内数	A	B	A	A	A
従事人員数(人)	6の内数	6の内数	4の内数	3の内数	3の内数					
【法人の達成すべき目標の概要】										
各都道府県等の教育相談実施機関において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究及び発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を推進し、各都道府県等の教育相談実施機関に対し、その成果の普及を図ること										
評価基準		実績				分析・評価				
<p>・教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究等を実施したか。</p> <p>・総合的なアセスメント・コンサルテーション手法を開発・研究したか。</p> <p>(第2期中期計画)</p> <p>各都道府県の特別支援教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究、総合的なアセスメント等に関する研究、発達障害や発生頻度の低い障害への相談支援に関する研究を実施する。</p> <p>イ 教育等環境全般に関する総合的なアセスメント手法を開発する。</p> <p>ロ 教育相談に関するコンサルテーション手法を開発する。</p> <p>ハ アセスメントの方法やコンサルテーションの手法に関する研究成果報告書等を刊行する。</p>		<p>○ 総合的なアセスメント及びコンサルテーション等に関する研究については、平成18年度に行った課題別研究「地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究－コンサルテーション手法及びアセスメント方法を中心に－(平成18年度)」に引き続き、平成19年度は、課題別研究「地域の支援を進める教育相談の在り方に関する実際研究・そのⅡ－関係機関と協働して行う総合的な支援体制の構築を目指して－(平成19年度～20年度)」を実施した。(事業報告書 71P)</p> <p>○ 平成21年度に実施の臨床的研究「地域との連携を推進するために必要な知見と支援方法の具体化に関する実際研究」では、5件19回の教育相談事例を実施して知見を得ることができた。(事業報告書 71P)</p> <p>○ 全国教育研究所連盟及び全国特別支援教育センター協議会に加盟の教育相談センター等、277機関を対象とした「国内教育相談機関の実態調査」を平成21年10月に実施した。(事業報告書 71P)</p> <p>○ 平成20年度に実施した「地域の支援を進める教育相談の在り方に関する実際研究・Ⅱ」で開発を試みた、総合的なアセスメントのための試案「校内の意識および行動アセスメント(試案)」の改訂を進め、平成21年9月には日本教育心理学会第51回総会(静岡大学)において発表を行い、研究成果の普及に努めた。平成22年度については、さらにアセスメント</p>				<p>・教育相談に関する研究が進められ、その成果の普及に努めていると認められる。</p> <p>・総合的なアセスメント・コンサルテーション手法については、第2期中期目標期間中に、前項目のとおり、開発され実施に移されている。</p>				



	<p>(試案)および分析方法の検討と改訂を行い、総合的なアセスメントに関する実際的評価法を作成した。さらに、その成果を、平成 22 年 9 月に「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(1)～コーディネーターの校内支援をサポートするために～」および「教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究(2)～校内の意識及び行動アセスメントの活用」と題して日本特殊教育学会第 48 回大会(長崎大学)に報告し、成果の普及に努めた。(事業報告書 71P)</p>	
--	---	--

【(中項目)Ⅱ-4】	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供	【評定】 <b>S</b>																						
<b>【インプット指標】</b> <table border="1" data-bbox="405 300 1512 464"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>159</td> <td>174</td> <td>221</td> <td>230</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている情報普及活動の事業費用の額である。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	159	174	221	230	261	従事人員数(人)	6	7	10	8	8	H18 A	H19 A	H20 S	H21 A	H22 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																			
決算額(百万円)	159	174	221	230	261																			
従事人員数(人)	6	7	10	8	8																			

【Ⅱ-4】		【評定】 <b>S</b>																						
<b>【インプット指標】</b> <table border="1" data-bbox="120 715 1227 879"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>159の内数</td> <td>174の内数</td> <td>221の内数</td> <td>230の内数</td> <td>261の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>6の内数</td> <td>7の内数</td> <td>10の内数</td> <td>8の内数</td> <td>8の内数</td> </tr> </table> <p><b>【法人の達成すべき目標の概要】</b>          大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)の収集・分析・整理及びデータベース化を進め、特別支援教育に係る総合的な情報提供体制を充実することにより、特別支援教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供すること。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	159の内数	174の内数	221の内数	230の内数	261の内数	従事人員数(人)	6の内数	7の内数	10の内数	8の内数	8の内数	H18 A	H19 A	H20 S	H21 A	H22 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																			
決算額(百万円)	159の内数	174の内数	221の内数	230の内数	261の内数																			
従事人員数(人)	6の内数	7の内数	10の内数	8の内数	8の内数																			
<b>評価基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する国内外の図書・資料等を5年間で3,000冊増加させたか。</li> <li>・図書室利用者に対し特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかのアンケートを実施し満足度85%以上確保したか。</li> <li>・データベースの新規登録件数を年間30,000件増加させたか。</li> <li>・データベースのアクセス件数を年間500,000件確保したか。</li> <li>・研究成果報告書及び刊行物をWebサイトで公開したか。</li> </ul>	<b>実績</b> 	<b>分析・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育に関する国内外の資料収集、図書室利用者への満足度アンケート、データベースの登録件数及びアクセス数ともに、目標を上回っており、また、研究成果物のWebサイトでの発信、メールマガジンの刊行など、総合的な情報提供体制の充実が図られたものと認められる。</li> <li>・発達障害のある子どもの教育的支援を推進するため、平成20年4月に、発達障害教育情報センターを設置し、Webサイトを通じ、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援、広く国民の理解を得るための啓発など、様々な取組を進めてきたことは、中期目標、中期計画を上回るものとして、非常に高く評価できると判断する。</li> </ul>																						

・メールマガジンの募集をしたか。また、月1回程度刊行したか。

(第2期中期計画)

特別支援教育に関する情報発信センター機能を強化するために、特別支援教育のナショナルセンターとしての総合的な情報提供体制の充実を図り、特別支援教育に関する研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な基礎的知識・専門的知識等を教育現場等に提供する。

① 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る総合的な情報を提供し、閲覧や貸出等のニーズに対応する。

イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積し、購入・製本により5年間で3,000冊(年間600冊)増加させる。

ロ 利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。

○ 特別支援教育に関する情報発信センター機能を強化する目的のため、所内外の利用者への情報提供を効率的に行うよう下記の整備を行った。

1. Webサイトの整備(図書システムの検索画面を整理統一)
2. 環境設備の整備(すべての図書・資料の24時間閲覧可能化、図書・資料の再配架)
3. 目録データの整備(国立情報学研究所の総合目録データベースへの登録)
4. 集書充実のための新規寄贈依頼と欠号補充、教科書購入
5. 提供サービスの周知

・第2期中期目標期間の終わりである平成23年3月31日現在、

・図書 65,119 冊(和書 47,521 冊 洋書 17,598 冊)

・雑誌 1,905 種(和雑誌 1,396 種 洋雑誌 509 種)(購読中止、廃刊を含む)

・書誌 68,647 種(和 56,062 種 洋 12,585 種)

	図書(冊)		雑誌(種)		目録書誌(件)	
	和	洋	和	洋	和	洋
18年度	43,047	16,267	1,373	497	46,974	10,504
19年度	44,078	16,622	1,376	497	48,248	10,754
20年度	45,165	16,936	1,385	504	51,020	11,278
21年度	46,192	17,291	1,394	507	53,966	12,154
22年度	47,521	17,598	1,396	509	56,062	12,585

に達した。

なお、購入・製本による増加数は、6,717冊であった。

また、貸出冊数は5年間でのべ19,807冊、外部からの文献複写受付件数は、5年間でのべ971件であった。複写受付件数の減少は研究所報告書の電子化公開によるものと推測する。利用者に対するアンケート結果は5年間継続して85%以上の満足度を維持した。

(事業報告書 72P)

○ 検索データベースについては論文検索・所蔵検索をまとめた検索画面

・今後とも、研究成果の普及や発達障害教育に係る理解・啓発の推進を図るため、情報提供を充実していく必要がある。

② 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベース化、研究所 Web サイトを通じた利用体制を構築する。

イ データベース登録件数を30,000件(年間6,000件)増加させる。

ロ データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

を整理統合し、Web サイトの図書室利用のページを更新し、バナーをトップページに置き検索画面に到達しやすくした。

図書システムを移行した際に国立情報学研究所(NII)の総合目録データベースに登録し、NII の目録規則に準じて目録の書誌データを修正、整理・統合する書誌調整・新規登録を行っているため書誌データ数値が増減しているが、データベースへの登録件数は年 6,000 件増を達成し、5 年間で 30,000 件増を達成した。

データベース名	収録件数
特別支援教育関係文献目録	97,503
特別支援教育実践研究課題目録	49,689
所蔵目録	69,525

理・統合する書誌調整・新規登録を行っているため書誌データ数値が増減しているが、データベースへの登録件数は年 6,000 件増を達成し、5 年間で 30,000 件増を達成した。

データベースアクセス件数は年間 500,000 件確保を達成した。(事業報告書 74P)

・主要データベースの整備状況 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

・データベースの 5 年間の増加件数: 38,404 件

年 度	増加件数
18 年度	7,066
19 年度	6,101
20 年度	7,954
21 年度	7,668
22 年度	9,615

・データベースへのアクセス件数の推移

年 度	アクセス件数
18 年度	553,871 件
19 年度	693,483 件
20 年度	607,768 件
21 年度	802,512 件

③ 研究所のプロジェクト研究・課題別研究

等の研究 成果報告書及び刊行物については、Web サイトから 閲覧できるよう措置する。

22 年度	4,406,856 件
-------	-------------

(事業報告書 74・75P)

○ 研究成果報告書及び刊行物については、市販されたものと個人情報を含んだものを除き(6 件)すべて電子化し公開している。累計で 158 件(紀要等 8 件、重点推進研究等 27 件、専門研究等 54 件、共同研究等 11 件、その他研究・教育資料等 56 件、科学研究費報告書等 2 件)を電子化し公開した。なお、刊行が 3 月末に集中するため次年度の公開となる場合もあるが、概ね次年度夏期までには完了している。(事業報告書 75P)

区 分	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	計
発刊数	33 件	46 件	33 件	35 件	17 件	164 件
電子化数	29 件	32 件	35 件	28 件	34 件	158 件

(事業報告書 75P)

④ 特別支援教育に関する最新の動向や研究成果の普及を図るため、メールマガジン 講読希望者を Web サイトより募集し、メールマガジンを配信する。

○ メールマガジン刊行のためのワーキンググループを組織し、メールマガジン刊行のためのスキームを決定し、平成19年3月に創刊準備号を配信した。(平成19年4月より本格実施)(事業報告書 75P)

	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
配信回数	12 回	12 回	12 回	12 回
登録人数 (当該年度末の人数)	1,696 人	4,831 人	6,307 人	7,216 人

(発達障害教育情報センターの設置)

○ 発達障害のある子どもの教育的支援を推進するため、平成 20 年 4 月に、発達障害教育情報センターを設置し、発達障害にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者への支援を図り、さらに広く国民の理解を得るために、平成 20 年 8 月 27 日に発達障害教育情報センターWeb サイトを開設した。

平成 23 年 3 月現在、発達障害教育情報センターWeb サイトにおいて提供している情報は以下のとおりである。

・発達障害のある子どもの理解・支援・指導等の情報

	<p>発達障害のある子どもの気づき、理解、対応の仕方等についての基本的な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員向け研修講義コンテンツ(DVD 配布も実施) <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害のある子どもの理解・支援・指導についての教員向けの基礎的な講義</li> </ul> </li> <li>・教材・教具、支援機器についての情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害のある子どもの教育に活用されている教材・教具や支援機器等の情報</li> </ul> </li> <li>・関連研究、図書、文献、研究会等の情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害のある子どもの特性に応じた教育的支援に関する研究や文献、各地の研究会等の情報</li> </ul> </li> <li>・国の施策や法令、事業等についての情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害に関する法令や通知、国、文部科学省、厚生労働省の最新の施策や支援事業等についての情報</li> </ul> </li> <li>・国内外の教育相談にかかる情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>国内の教育相談機関や具体的な教育相談に関する Q&amp;A、海外渡航者・日本人学校関係者への支援についての情報</li> </ul> </li> <li>・発達障害の定義や、もっとよく知るための情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害の定義や発達障害について理解を深めるための映像作品等の資料、発達障害教育情報センターの活動についての情報</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 特に、研修講義については、発達障害のある子どもの基本的な理解と指導等の場面における対応について、小中学校等の教員等が学校等で自発的に研修が行えるよう、以下のとおり研修講義コンテンツを充実させてきたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)ちょっと気になるが出発点(15分)(平成20年度収録)</li> <li>(2)教室の中の気になる子どもたち(20分)(平成20年度収録)</li> <li>(3)注意を集中し続けることが難しい子(13分)(平成20年度収録)</li> <li>(4)音読が苦手な子(12分)(平成20年度収録)</li> <li>(5)書くことが苦手な子(14分)(平成20年度収録)</li> <li>(6)乱暴な言葉や態度を示す子(18分)(平成20年度収録)</li> <li>(7)先生と保護者の関係づくり(16分)(平成21年度収録)</li> <li>(8)授業中や座っているべきときに席を離れてしまう子(16分)(平成21年度収録)</li> <li>(9)ADHD とは何か?(18分)(平成21年度収録)</li> <li>(10)自閉症の医学(18分)(平成22年度収録)</li> <li>(11)幼児を養育している保護者とのかわり(15分)(平成22年度収録)</li> </ul>	
--	---	--

	<p>(12)状況に関係のない発言をする子どもの理解と支援(17分)(平成22年度収録)</p> <p>○ また、厚生労働省の発達障害情報センターと定期連絡会を開催するなど連携を図るとともに、Web サイトについても相互にリンクして総合的に情報を提供するなど、連携・協力体制を構築した。</p> <p>○ 平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されたことを受け、我が国で組織された世界自閉症啓発デー・日本実行委員会に共催機関として研究所が参画するとともに、この事業における世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式Web サイトの構築と運用について、同センターが主要な役割を担った。同センターWeb サイトにおいては、世界自閉症啓発デーのコーナーを設置して啓発活動を推進した。</p> <p>また、世界自閉症啓発デー地域行事として、筑波大学附属久里浜特別支援学校とともに「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」を平成22年4月10日に開催した。</p> <p>○ 発達障害教育情報センターWeb サイトにおける平成23年3月末までのアクセス状況は以下のとおりである。(集計期間:平成20年8月～平成23年3月)</p> <p>アクセス数:290,616件  閲覧ページ数:2,108,721ページ  1日平均アクセス数:約307件  1回の閲覧ページ数:約7ページ</p>	
--	--	--

## S 評定の根拠(A 評定との違い)

※S評定を付した定量的根拠及び定性的根拠の記載を原則とする。定量的根拠の記載が難しい場合は、定性的であってもA評定としない客観的かつ具体的な根拠を記載する。

### 【定量的根拠】

発達障害教育情報センターWeb サイトにおいて、1)発達障害のある子どもの理解・支援・指導等の情報、2)教員向け研修講義コンテンツ、3)教材・教具、支援機器についての情報、4)関連研究、図書、文献、研究会等の情報、5)国の施策や法令、事業等についての情報、6)国内外の教育相談にかかる情報、7)発達障害の定義や、もっとよく知るための情報を提供し、特に、研修講義については、発達障害のある子どもの基本的な理解と指導等の場面における対応について、小中学校等の教員等が学校等で自発的に研修が行えるよう、第2期中目標期間のうち3年間で、12の研修講義コンテンツを収録し、配信してきたことが挙げられる。

### (参考)

発達障害教育情報センターWeb サイトにおける平成23年3月末までのアクセス状況(集計期間:平成20年8月～平成23年3月)

アクセス数:290,616件

閲覧ページ数:2,108,721ページ

1日平均アクセス数:約307件

1回の閲覧ページ数:約7ページ

また、平成19年12月の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議されたことを受け、我が国で組織された世界自閉症啓発デー・日本実行委員会に共催機関として研究所が参画した際に、この事業における世界自閉症啓発デー・日本実行委員会の公式Webサイトの構築と運用を同センターが担っている。さらに、同センターWebサイトにおいては、世界自閉症啓発デーのコーナーを設置して啓発活動を推進しているところである。

これらの取組に加えて、世界自閉症啓発デー地域行事として、筑波大学附属久里浜特別支援学校とともに「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」を開催し、地域における啓発活動も積極的に進めているところである。

このほか、厚生労働省の発達障害情報センターと定期連絡会を開催するなど連携を図るとともに、Webサイトについても相互にリンクして総合的に情報を提供するなど、連携・協力体制を構築した。

### (参考)

世界自閉症啓発デー特設サイトの平成23年3月末までのアクセス数状況

アクセス数:10,616件

閲覧ページ数:12,508ページ

1日平均アクセス数:約14件

1回の閲覧ページ数:約1ページ

### 【定性的根拠】

※ A 評定との違いがわかるように、可能な限り客観的かつ具体的な理由を記載する。

第2期中期計画に「特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上に必要な知識等を提供」【中項目Ⅱ-4】を位置付けており、A評価の基準として、①大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等(とりわけ実践研究の論文・資料)を収集・蓄積し、購入・製本により5年間で3,000冊(年間600冊)増加させること、また、②利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保することがあげられ、①(3,000冊→6,717冊)、②(5年間継続して85%以上)ともにA評価の基準を上回っている。

さらに、発達障害教育に係る情報等が不足する中、「発達障害教育情報センター」を設置し、教員及び保護者をはじめとする関係者への支援及び、理解啓発を目的に、利用者サイドに立ったWebサイトを通じ情報提供、理解啓発活動に取り組んだ。この取組を評価しS評定とすることとしたものである。



【(中項目)Ⅱ-5】	5 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進及びアジア諸国における特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献	【評定】 A																						
<b>【インプット指標】</b> <table border="1" data-bbox="405 300 1512 464"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>54</td> <td>72</td> <td>68</td> <td>73</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table> <p>※中項目の研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動、国際交流活動の5本柱で事業を行っており、財務諸表のセグメント情報も、この単位で記載しているため、中項目ごとのインプット指標としている。決算額は、財務諸表のセグメント情報に記載されている国際交流活動の事業費用の額である。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	54	72	68	73	68	従事人員数(人)	3	4	4	5	5	H18 A	H19 A	H20 A	H21 A	H22 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																			
決算額(百万円)	54	72	68	73	68																			
従事人員数(人)	3	4	4	5	5																			

【Ⅱ-5-(1)】	(1) 諸外国の研究機関との連携・協力、交流の推進による特別支援教育の国際的な情報発信センター機能の充実	【評定】 A																						
<b>【インプット指標】</b> <table border="1" data-bbox="120 759 1227 924"> <tr> <td>(中期目標期間)</td> <td>H18</td> <td>H19</td> <td>H20</td> <td>H21</td> <td>H22</td> </tr> <tr> <td>決算額(百万円)</td> <td>54の内数</td> <td>72の内数</td> <td>68の内数</td> <td>73の内数</td> <td>68の内数</td> </tr> <tr> <td>従事人員数(人)</td> <td>3の内数</td> <td>4の内数</td> <td>4の内数</td> <td>5の内数</td> <td>5の内数</td> </tr> </table> <p><b>【法人の達成すべき目標の概要】</b>  諸外国の大学、研究機関等との連携・協力、交流を積極的に推進し、諸外国の特別支援教育の取組等についての情報を収集・分析し、また、我が国の特別支援教育の取組や研究成果を紹介するなど、アジア・太平洋地域の特別支援教育に係る国際的な情報発信センターとして、国内外に対し、特別支援教育に係る総合的な情報を提供すること。</p>		(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数	従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数	H18 A	H19 A	H20 A	H21 A	H22 A
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22																			
決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数																			
従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数																			
<b>評価基準</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国の情報を戦略的・組織的に収集・分析し、国際比較研究を実施したか。</li> <li>・国際学会へ年平均10名以上の研究員を派遣したか。</li> <li>・「ニューズレター(英文)」、「特別支援教育ジャーナル」、「世界の特別支援教育」を刊行したか。</li> <li>・英文紀要を刊行したか。</li> </ul> (第2期中期計画)	<b>実績</b>	<b>分析・評価</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外調査協力員制度や全研究職員による国際比較調査ワーキンググループ制度を導入し、諸外国の情報の戦略的・組織的収集・分析が行われ、その結果を情報提供するなど、ナショナルセンターとしての研究所の使命を果たしているものと認められる。</li> <li>・国際学会への10名以上の派遣、英文資料等の発行など、中期計画に掲げる目標は達成されている。</li> <li>・今後、外国調査研究協力員制度の効率的運用や得られる情報・データの信頼性の担保、海外からのアクセスの確保など、一層の充実・発展した取組が期待される。</li> </ul>																						

① 主要国等に海外調査協力員をおき、特別支援教育に関する諸外国の情報を戦略的・組織的に収集・分析するとともに、国際比較研究を推進する。

- 特別支援教育に関する諸外国の情報を収集するシステムとして海外調査協力員制度、全研究職員による国際比較調査ワーキンググループ制度を導入して、戦略的・組織的に情報を収集・分析し、教育行政の参考に資する情報提供を実施するなど、国際比較研究を推進することで中期計画の目標を達成した。
- 海外調査協力員については、平成 18 年度に制度を検討し、研究の一旦を担うことから、その名称を外国調査研究協力員として「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外国調査研究協力員実施要項」を制定した。平成 19 年度には「外国調査研究協力員の協力内容等について」を理事長裁定し、イギリス、ドイツ、イタリア、ノルウェーの4ヶ国の外国調査研究協力員をおいて、各国の基礎情報等の収集を開始した。さらに、翌 20 年度に新たに韓国を加えた5ヶ国体制として海外調査協力員制度を運用した。
- 国際比較調査ワーキンググループ制度については、平成 18 年度に制度を検討し「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所国際比較調査の実施に関する要項」を制定し、欧米の主要国としてアメリカ、イギリス、イタリア、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランスについて、特別支援教育についての基礎情報を国別調査班により収集した。また、国別調査班としては、研究所が日本ユネスコ委員会の協力を得て実施するアジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの参加 13 ヶ国(オーストラリア、バングラデシュ、中国、フィリピン、インド、インドネシア、韓国、マレーシア、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、スリランカ、タイ)について、同セミナー参加者の協力を得て、基礎情報の収集を実施した。
- これらの成果は、毎年更新される「世界の特別支援教育基礎資料」として教育行政の参考に供するために文部科学省へ提供(平成 20 年度～平成 22 年度)、「世界の特別支援教育」に論文として掲載(平成 20 年度～平成 22 年度)刊行するなどして国際比較研究を推進した。さらに、アジア・太平洋地域諸国の基礎情報に関しては、平成 18 年度より「Journal of Special Education in Asia-Pacific Countries(JSEAP)」に毎年更新して掲載するとともに、その年のアジア・太平洋特別支援教育国際セミナーにおいて、その一部を報告した。(事業報告書 76・77P)

② 研究員の国際学会への参加発表等のため、年平均10名以上研究員を派遣する。

- 毎年、研究員の国際学会等への参加発表のため10名以上の研究員を派遣することで中期計画の目標を達成した。(事業報告書 77P)

年	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
人数	12名	14名	15名	14名	20名

<p>③ アジア・太平洋の国々との情報交流の拠点としてのハブ的機能を整備し、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の情報を収集、発信する。また、我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国内外に対し紹介する。</p> <p>④ 研究所の研究成果を広く海外に紹介するためのニューズレターを年1回以上発行する。</p>	<p>○ ①国際関係資料の散逸防止と活用、国際交流や国際比較研究の円滑な進展を図るために平成 18 年度に国際情報室を整備したこと、②毎年、アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーの参加者から特別支援教育の基礎情報を収集し、セミナー参加各国のカントリーレポートの英文（平成 21 年度と 22 年度は和訳版を加えた）で提供したこと、③本研究所において、その年に実施される基幹研究の題名、特別支援教育における取組の紹介を英文ニューズレターに、研究課題のタイトル、研究の概要、研究担当者などを研究所英文 Web サイト、研究所英文要覧で国内外に公開したこと、④研究成果を英文研究紀要（隔年1回）、研究成果と特別支援教育統計情報を特別支援教育ジャーナル（英文）（年1回）紙上で発表すること、などにより中期計画の目標を達成した。</p> <p>アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー参加国の情報の発信、我が国の特別支援教育の取組や研究成果を国内外に対し紹介するものとして、中期目標期間に刊行し国内外に配布した資料は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー最終報告書</li> <li>「Final Report 26th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」(英文) (平成 18 年度)</li> <li>「Final Report 27th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」(英文) (平成 19 年度)</li> <li>「Final Report 28th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」(英文) (平成 20 年度)</li> <li>「Final Report 29th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」(英文・和訳版) (平成 21 年度)</li> <li>「Final Report 30th Asia-Pacific International Seminar on Education for Individuals with Special Needs」(英文・和訳版) (平成 22 年度)</li> <li>・NISE ニューズレター「NISE Newsletter for Special needs Education in Asia-Pacific」(英文)(26 号～30 号)</li> <li>・英文紀要「NISE Bulletin」(8 号～10 号)</li> <li>・特別支援教育ジャーナル(英文)「Journal of Special Education in Asia-Pacific Countries(JSEAP)」(2 号～6 号)</li> </ul> <p>(事業報告書 77・78P)</p> <p>○ 理事長による巻頭言、研究所で行われる研究活動とスケジュール、重点推進研究、専門研究 A、専門研究 B、研究成果の普及の場である研究所セミナー I、II の報告、日韓セミナー報告、日本の特別支援教育の最近の話題など、研究所の研究・成果を広く海外に紹介するためのニュー</p>	
--	---	--

⑤ アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、「特別支援教育ジャーナル」等を刊行する。

イ アジア・太平洋地域の関係各国との協同により「特別支援教育ジャーナル」を年1回刊行する。

ロ 「世界の特別支援教育」を年1回発行する。

ハ 英文紀要「NISE Bulletin」を2年に1回発行する。

ズレターを毎年1回発行することで、中期計画の目標を達成した。(事業報告書 78P)

○ アジア・太平洋地域の特別支援教育の発展に資するため、本研究所で刊行した特別支援教育ジャーナル等は以下のとおりであり、それぞれに中期計画の目標を達成した。(事業報告書 79P)

・特別支援教育ジャーナル(英文)「Journal of Special Education in Asia-Pacific Countries(JSEAP)」(2号～6号)

巻	発行年月日
Vol.2	平成 18 年 11 月
Vol.3	平成 19 年 11 月
Vol.4	平成 20 年 12 月
Vol.5	平成 21 年 12 月
Vol.6	平成 22 年 12 月

・世界の特別支援教育(和文)(21号～25号)

巻	発行年月日
21号	平成 19 年 3 月
22号	平成 20 年 3 月
23号	平成 21 年 3 月
24号	平成 22 年 3 月
25号	平成 23 年 3 月

・英文紀要「NISE Bulletin」(8号～10号)

巻	発行年月
Vol. 8	平成19年9月
Vol. 9	平成20年11月
Vol. 10	平成22年12月

【Ⅱ-5-(2)】 (2)特別支援教育の発展・充実に向けた国際貢献の推進						【評定】																
【インプット指標】						<b>A</b>																
(中期目標期間)	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22												
決算額(百万円)	54の内数	72の内数	68の内数	73の内数	68の内数	A	A	A	A	A												
従事人員数(人)	3の内数	4の内数	4の内数	5の内数	5の内数																	
【法人の達成すべき目標の概要】																						
アジア諸国を中心とした諸外国の特別支援教育の発展・充実に向け、研究所の特別支援教育に関する知見の提供や研究者の派遣及び受入など、国際機関及び日本の政府関係機関との連携による国際的な貢献を果たすこと。																						
評価基準		実績				分析・評価																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを年1回開催したか。</li> <li>・政府の要請に基づき諸外国における特別支援教育の発展の支援及び国際会議等へ研究員を派遣したか。</li> <li>・日韓特別支援教育セミナーを年1回開催したか。</li> <li>・外国人研究者の年平均20名以上受入れを行ったか。</li> </ul> <p>(第2期中期計画)</p> <p>① アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを、日本ユネスコ国内委員会と協力し、引き続き、年1回開催する。</p> <p>② 政府の国際協力の一環として、アジア諸国を中心に、諸外国における特別支援教育の発展を支援するとともに、政府の要請に基づき、OECD等の国際機関等が行う国際会議、事業等へ研究員を派遣する。</p> <p>③ 交流協定に基づく外国人研究者との研究交流、外国人研究者の招聘等による研究交流を実施する。</p> <p>イ 交流協定に基づく国際セミナー(日本韓国国際セミナー等)を年1回開催する。</p> <p>ロ 年平均20名以上の外国人研究者を受</p>		<p>○ アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーを、日本ユネスコ国内委員会の協力を得て毎年1回、計5回開催することで中期計画の目標を達成した。(事業報告書 80P)</p> <p>○ 5年間にわたる基本テーマを「共生社会を目指し、子ども一人一人のニーズに応じた教育の発展を考える」と設定した。各年度のテーマと参加国は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>テーマ</th> <th>参加国数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について</td> <td>14ヶ国</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>地域の社会資源と連携した、特別なニーズのある子どものための学校運営—その工夫と課題—</td> <td>14ヶ国</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>学校における特別な学級、リソー</td> <td>11ヶ国</td> </tr> </tbody> </table>				年度	テーマ	参加国数	18年度	子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について	14ヶ国	19年度	地域の社会資源と連携した、特別なニーズのある子どものための学校運営—その工夫と課題—	14ヶ国	20年度	学校における特別な学級、リソー	11ヶ国	<p>・アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー、日韓特別支援教育セミナーが年1回開催計画通りに開催され、外国人研究者の年平均20名以上受入れなど、諸外国の特別支援教育の発展・充実にの支援、研究交流が進められていると認められる。</p>				
年度	テーマ	参加国数																				
18年度	子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について	14ヶ国																				
19年度	地域の社会資源と連携した、特別なニーズのある子どものための学校運営—その工夫と課題—	14ヶ国																				
20年度	学校における特別な学級、リソー	11ヶ国																				

け入れる。

	スルーム等が果たす役割—子ども一人一人の教育的ニーズへの対応と共生社会の形成に向けて—	
21年度	自閉症教育の現状と課題—共に生きる社会の実現を旨とした自閉症教育の在り方—	14ヶ国
22年度	障害者の自立と社会参加に向けて—障害者の進路指導・職業教育の観点から—	14ヶ国

参加国数は日本を含む。招聘国は、オーストラリア・バングラデシュ・中国・インド・インドネシア・韓国・マレーシア・ネパール・ニュージーランド・パキスタン・フィリピン・スリランカ・タイであり、20年度はインド、パキスタン、タイが、バンコク空港の封鎖の影響等により参加していない。(事業報告書 80P)

○ 「日本—マレーシア経済連携協定(JMEPA)」に基づく「経済連携研修プログラム(EPP)」を行うとともに、独立行政法人国際協力機構(JICA)からの要請により、特別支援教育の研修生の受け入れと知見の提供を実施した。さらに、文部科学省と外務省からの要請により「障害者権利条約第8回アドホック委員会」、文部科学省の要請により、OECD会議に参加するための海外派遣を実施することにより、中期計画の目標を達成した。(事業報告書 81P)

○ 交流協定に基づく国際セミナー(日本韓国国際セミナー)を年1回開催し、毎年20名以上の外国人研究者を受け入れたことにより中期計画の目標を達成した。(事業報告書 82P)

○ 日韓特別支援教育国際セミナーの開催

日韓特別支援教育国際セミナーは、当研究所と韓国国立特殊教育院との学術交流協定に基づき毎年相互の主催により開催されるものである。

本中期目標期間においては以下のテーマで実施された。

年度	テーマ	開催地
18年度	日韓におけるインクルーシブな教育を目指した動向について	当研究所
19年度	韓・日の障害者の全生涯における段階別の教育支援の現況	韓国国立特殊教育院
20年度	日韓における生涯別段階の支援体系について—幼少期・小中高等	当研究所

	学校期・成人期における支援一	
21年度	韓日の障害のある子どものための教科書の開発過程とその内容	韓国国立特殊教育院
22年度	障害のある子どもの教育におけるICTの活用	当研究所

(事業報告書 82P)

○ 外国人研究者等の受け入れ

アジア・太平洋特別支援教育国際セミナー、交流協定(韓国国立特殊教育院、ケルン大学)、日本-マレーシア経済連携研修等の研修、研究交流、見学・視察などがある。5年間の外国人研究者等の受け入れ実績は以下のとおり。

目的	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交流協定に基づく招聘	3	1	3	0	3
アジア・太平洋特別支援教育国際セミナーへの招聘・参加	13	16	11	14	15
研究交流・研修の受入	33	41	10	13	5
視察等の受入	79	62	19	64	43
合計	128	120	43	91	66

(事業報告書 82・83P)

【(大項目)Ⅲ】		Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項		【評定】				
<p><b>【法人の達成すべき目標の概要】</b></p> <p>(1) 冷暖房機の温度設定などの省エネルギー対策や所内 LAN の一層の活用によるコピー 代の縮減など、日常的な経費の削減に努める。さらに、年間使用予定分の消耗品等について一般競争契約等を活用することにより、退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>(2) 事務手続きの簡素化の推進により、業務量の削減を図る。</p> <p>(3) 「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議 決定)を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5.0%以上の削減を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>(4) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>				A				
				H18	H19	H20	H21	H22
				A	A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価						
<p><b>【内部統制の取組】</b></p> <p>・ 内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組についての評価が行われているか。</p>	<p><b>【業務の有効性・効率性に係る取組】</b></p> <p>内部統制については、役職員が中期目標に基づき、法令等を遵守しつつ、高い倫理性を持って業務を行い、法人のミッション(使命)を有効かつ効率的に果たすため、理事長が必要な体制を整備・運用する仕組みと考えている。</p> <p>(内部統制を向上させるための取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年4月に監査を担当する職員(総務課課長補佐)を配置した。</li> <li>・平成21年4月に「監査・コンプライアンス室」を設置し、内部監査体制を強化するとともに、これまで行われていなかった監事との意見交換により、監事との連携を強化した。</li> <li>・平成21年度から、全職員を対象にコンプライアンスについての研修を実施し、法令等の遵守の重要性の周知を図った。</li> <li>・なお、当法人は、独立行政法人通則法第39条の規定及び政令第2条により、資本金が100億円に達していないため、会計監査人をおいていない。</li> </ul> <p>業務の有効性・効率性に係る取組については、法人の管理、運営に関して、外部有識者からなる運営委員会において、理事長に助言することとしている。また、研究については、研究の質の担保、向上を目的として、内部評価に加え、運営委員会に外部評価部会を設置し、評価を行うことにより、その有効性・効率性を高めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究所のミッション、ビジョンが明確に定められ、それを内外に公表するとともに、それに基づいて経営されている。経費の削減なども目標以上に行われる一方、業務では着実に成果をあげており、効率的な経営が行われているものと認められる。</li> <li>・法令等の遵守に係る取り組みにおいて、監査・コンプライアンス室を設置し適切に対応するなど施策の導入が着実に実行されている。</li> <li>・「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する必要がある。</li> </ul>						



	<p><b>【法令等の遵守に係る取組】</b> 法令等の遵守については、法人のコンプライアンス推進体制の整備として、監査・コンプライアンス室を設置し、すべての起案文書について、監査・コンプライアンス室において審査を実施している。</p> <p><b>【資産の保全に係る取組】</b> 資産の保全に係る取組については、資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認の下に行われるよう、平成21年度より監査・コンプライアンス室を設置するとともに、さらに公認会計士の資格を持つ外部の者を監査の補助職員とした。</p> <p><b>【財務報告等の信頼性の確保に係る取組】</b> 財務報告等の信頼性の確保に係る取組については、財務に係る信頼性を向上させるため、平成21年度より監査・コンプライアンス室を設置するとともに、さらに公認会計士の資格を持つ外部の者を監査の補助職員とした。</p>	
--	--	--

評価基準	実績	分析・評価																																																																						
<p>【一般管理費の削減状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の一般管理費の削減は順調に進められたか。</li> </ul> <p>【事業費の削減状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の事業費の削減は順調に進められたか。</li> </ul> <p>【総人件費改革への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の総人件費改革への取組が順調に進められたか。</li> </ul>	<p>【一般管理費の削減状況】</p> <table border="1" data-bbox="656 209 1480 509"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>228,251千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>221,403千円</td> <td>▲3.0%</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>215,174千円</td> <td>▲2.8%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>208,718千円</td> <td>▲3.0%</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>202,456千円</td> <td>▲3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成 20 年度は、人件費について、人事院勧告及び給与法の改正を踏まえた給与の増額実施。</p> <p>【事業費の削減状況】</p> <table border="1" data-bbox="656 671 1480 971"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>削減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>903,943千円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>894,899千円</td> <td>▲1.0%</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>873,619千円</td> <td>▲2.4%</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>864,880千円</td> <td>▲1.0%</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td>849,228千円</td> <td>▲1.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【総人件費改革への対応】</p> <table border="1" data-bbox="656 1086 1480 1487"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費決算額</th> <th>対 17 年度 人件費 削減率</th> <th>対 17 年度 人件費 削減率 (補正值)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度実績</td> <td>664,822千円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>18年度実績</td> <td>647,150千円</td> <td>▲2.7%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>19年度実績</td> <td>618,671千円</td> <td>▲6.9%</td> <td>▲7.6%</td> </tr> <tr> <td>20年度実績</td> <td>621,312千円</td> <td>▲6.5%</td> <td>▲7.2%</td> </tr> <tr> <td>21年度実績</td> <td>598,831千円</td> <td>▲9.9%</td> <td>▲8.2%</td> </tr> <tr> <td>22年度実績</td> <td>577,902千円</td> <td>▲13.1%</td> <td>▲9.9%</td> </tr> </tbody> </table>		実績	削減割合	一般管理費			18年度	228,251千円	—	19年度	221,403千円	▲3.0%	20年度	215,174千円	▲2.8%	21年度	208,718千円	▲3.0%	22年度	202,456千円	▲3.0%		実績	削減割合	業務経費			18年度	903,943千円	—	19年度	894,899千円	▲1.0%	20年度	873,619千円	▲2.4%	21年度	864,880千円	▲1.0%	22年度	849,228千円	▲1.8%		人件費決算額	対 17 年度 人件費 削減率	対 17 年度 人件費 削減率 (補正值)	17年度実績	664,822千円	—	—	18年度実績	647,150千円	▲2.7%	▲2.7%	19年度実績	618,671千円	▲6.9%	▲7.6%	20年度実績	621,312千円	▲6.5%	▲7.2%	21年度実績	598,831千円	▲9.9%	▲8.2%	22年度実績	577,902千円	▲13.1%	▲9.9%	<p>・一般管理費、事業費の削減と総人件費の改革が目標を超えて実施できており、適切な改革、削減活動が行われたと認められる。</p>
	実績	削減割合																																																																						
一般管理費																																																																								
18年度	228,251千円	—																																																																						
19年度	221,403千円	▲3.0%																																																																						
20年度	215,174千円	▲2.8%																																																																						
21年度	208,718千円	▲3.0%																																																																						
22年度	202,456千円	▲3.0%																																																																						
	実績	削減割合																																																																						
業務経費																																																																								
18年度	903,943千円	—																																																																						
19年度	894,899千円	▲1.0%																																																																						
20年度	873,619千円	▲2.4%																																																																						
21年度	864,880千円	▲1.0%																																																																						
22年度	849,228千円	▲1.8%																																																																						
	人件費決算額	対 17 年度 人件費 削減率	対 17 年度 人件費 削減率 (補正值)																																																																					
17年度実績	664,822千円	—	—																																																																					
18年度実績	647,150千円	▲2.7%	▲2.7%																																																																					
19年度実績	618,671千円	▲6.9%	▲7.6%																																																																					
20年度実績	621,312千円	▲6.5%	▲7.2%																																																																					
21年度実績	598,831千円	▲9.9%	▲8.2%																																																																					
22年度実績	577,902千円	▲13.1%	▲9.9%																																																																					

<p><b>【給与水準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中の実績について、国家公務員と比べて給与水準の高い理由及び講じた措置(法人の設定する目標水準を含む)が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。</li> <li>・法人の給与水準自体が(民間等と比べて)社会的な理解の得られる水準となっているか。</li> <li>・国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関して、法人において検証がされていたか。</li> </ul> <p><b>【諸手当・法定外福利費】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中、法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われたか。</li> </ul>	<p><b>【ラスパイレス指数(中期目標期間実績)】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ラスパイレス指数は、  研究職で 96.2%、事務・技術職員で 96.9%(平成 18 年度)  研究職で 92.9%、事務・技術職員で 95.5%(平成 19 年度)  研究職で 90.9%、事務・技術職員で 93.1%(平成 20 年度)  研究職で 88.9%、事務・技術職員で 94.6%(平成 21 年度)  研究職で 88.5%、事務・技術職員で 94.3%(平成 22 年度)</li> <li>●役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</li> </ul> <p><b>【福利厚生費の見直し状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●法定外福利費については、レクリエーションを実施していないことから、レクリエーション経費の支出実績はない。法定外福利費の支出としては、労働安全衛生法に基づく健康診断、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境測定に係る経費を支出している。給与振込については国家公務員の給与振込に準じて 1 人 1 口座としている。なお、振込手数料は支払っていない。海外出張旅費については、航空機の利用について、特別な事情がある場合を除き役員のみビジネスクラスを最上位として利用できる旨、旅費規程で規定している。なお、平成 22 年度は役員の海外出張はない。さらに、職員については、国内外を問わず出張に際してパックプランを積極的に活用している。職員の諸手当については、国と異なる諸手当は設けていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中において、ラスパイレス指数は 100%を下回っており、適正な給与水準にあると認められる。引き続き、国家公務員の給与改善に関する取組を踏まえ、適正な水準の維持に努めていくべきである。</li> <li>・法定外福利費については、法令に基づく健康診断、空気環境測定であり、問題は認められない。また、国と異なる諸手当は設けていないことから、問題は認められない。</li> </ul>
---	--	---

評価基準	実績	分析・評価
<p>【契約の競争性、透明性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備・運用は適切に行われたか。</li> <li>・ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等は適切に行われたか。</li> </ul> <p>【随意契約等見直し計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間における「随意契約等見直し計画」は順調に実施・進捗したか。また、目標達成に向けた具体的取組は適切に行われたか。</li> </ul>	<p>【契約に係る規程類の整備及び運用状況】</p> <p>①規程類</p> <p>契約方式等、契約に係る規程類については、国に準拠している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 一般競争入札における公告期間・公告方法(会計細則第 35 条)</li> <li>2) 指名競争入札限度額(会計規程第 52 条)</li> </ol> <p>なお、平成 22 年度においては一般競争の原則を踏まえ、指名競争入札の実績はない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3) 包括的随契条項又は公益法人随契条項は、設定していない。</li> <li>4) 予定価格の作成・省略に関する定め(会計規程第 56 条)</li> <li>5) 総合評価方式・複数年契約(総合評価方式は、会計規程第 57 条第 2 項。複数年契約は、会計細則第 64 条)</li> <li>6) 総合評価方式、企画競争及び公募の要領・マニュアル等</li> </ol> <p>平成 21 年 3 月 17 日付けで整備している。(「総合評価落札方式活用の手引き」、「公募・企画競争に係る手続き等に関する標準マニュアル」)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7) 再委託の把握措置</li> </ol> <p>政策評価・独立行政法人評価委員会の「平成 20 年度における文部科学省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成 21 年 12 月 9 日政委第 35 号)」により指摘のあった再委託の把握措置について、会計細則第 58 条において再委託の把握措置に関する条項を定めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8) 一般競争入札の原則の堅持(再掲)</li> </ol> <p>契約については、原則は一般競争入札であることを踏まえ、競争性のある契約は全て一般競争入札、または、企画競争により実施した。</p> <p>入札公告の研究所 Web サイトへの掲載に際しては、国の基準に合わせ公告期間を 10 日以上とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。</p> <p>また、一般競争入札等による調達が発定されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期を Web サイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9) マイレージの取扱い</li> </ol> <p>財務省による平成 21 年度予算執行調査等の結果を踏まえ、出張に係る経費削減に資する観点から、運営費交付金及び競争的資金による出張の際のマイレージについての取扱いに関する基本方針を平成 21 年 12 月 15 日付けで定め、業務出張により取得したマイレージを私的に使用するのではなく、業務上の出張に活用することとした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約に係る規程類は国に準拠するなど適切に取組んでいることから問題は認められない。</li> </ul>

**【契約事務手続に係る執行体制及び審査体制の整備・執行状況】**

契約については、原則は一般競争入札とし、競争性のある契約は全て一般競争入札、または、企画競争により実施した。

入札公告の研究所ホームページへの掲載に際しては、国の基準に合わせ公告期間を 10 日以上とするとともに、仕様書も併せて掲載することにより、多くの者が公告を閲覧、入札に参加できるように契約内容を分かり易いようにすることにより入札参加者の増を図った。

また、一般競争入札等による調達が発注されると判明した段階で、調達予定情報として調達予定件名、選定の方式及び入札公告予定時期をWebサイトで四半期毎に公表し多くの者が契約に関する情報を閲覧できるように情報提供を行った。

さらに、同じく平成 21 年度から内部統制の強化を図るため、業務監査の一環として全ての起案文書について、監査・コンプライアンス室への合議を行い、業務及び財政の適切な執行を図るとともに、コンプライアンスについての職員研修を行い、全職員へ周知し推進した。

また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて(平成 21 年 11 月 17 日閣議決定)」に基づき、平成 21 年 12 月 14 日付けで契約監視委員会を設置し、契約状況に関し点検・見直しを行い、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けた。

・個々の契約

平成 21 年 12 月 14 日付けで外部有識者(公認会計士)を含む契約監視委員会を設置し、研究所において発注した物品・役務・工事等に係る契約についての審査と契約の適正化について委員会を開催し、平成 22 年度契約状況の点検・見直しを実施した。

その結果、契約について指摘事項はなく適切である評価を受けたが、一般競争における 1 者応札などの対応について助言があり改善に取り組んでいるところである。

なお、平成 20 年度から公認会計士の資格をもつ外部の者を監事監査の補助職員として、監事監査を実施しているが、平成 22 年度においても同様に実施した。

**【随意契約等見直し計画の実績と具体的取組】**

	①平成 20 年度実績	②見直し計画 (H22 年 4 月公表)	③平成 22 年度実績	②と③の比較増減 (見直し計 進捗)
--	-------------	-------------------------	-------------	-----------------------

**【中期目標期間における個々の契約の競争性、透明性の確保】**

- ・ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、適切な検証が行われたか。

**【関連法人】**

- ・ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具

・個々の契約については、競争性・透明性の確保に努め、随意契約の見直しが進められていると認められ、また、一者応札についても、原因の把握や入札方法の改善等の取組が進められ契約監視委員会が適切に機能していると認められる。

<p>体的に明らかにされているか。</p> <p>・当該関連法人との業務委託の妥当性について検証されているか。</p> <p>・関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性が検証されているか。</p>							状況)		
		件数	金額 (千円)	件数	金額 (千円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (千円)
	競争性のある契約	24	107,771	26	123,391	27	154,278	1	3,887
	競争入札	21	100,974	25	122,259	25	142,109	0	19,850
	企画競争、公募	3	6,797	1	1,132	2	12,168	1	11,036
	競争性のない随意契約	6	29,05	4	13,439	5	20,316	1	6,877
	合計	30	36,829	30	136,829	32	174,59	2	37,764
<p><b>【原因、改善方策】</b></p> <p>競争性のある契約(企画競争、公募)について1件増加しているが、これは、Webサイトのリニューアルについて企画競争を実施したことによるものである。</p> <p>競争性のない随意契約について1件増加しているが、これは、特別支援教育に関する情報普及事業の充実を図るために、拡大教科書を購入したが、教科用図書については地域毎に教科書供給会社が決められていることによるものである。</p> <p><b>【関連法人の有無】</b></p> <p>なし。</p>									

【(大項目)Ⅳ】		Ⅳ 財務内容の改善に関する事項		【評定】				
				A				
【法人の達成すべき目標の概要】				H18	H19	H20	H21	H22
(1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図ること。 ①自己収入の確保 積極的な外部資金導入を図るとともに、自己収入の確保に努める。また、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。 ②固定的経費の節減 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。 (2) 財務内容の管理・運営の適正化を図ること。				A	A	A	A	A
評価基準	実績			分析・評価				
<b>【予算、収支計画及び資金計画】</b> ・ 中期目標期間中、予算、収支計画、資金計画が順調に進められたか。  <b>【財務状況】</b> (当期総利益(又は当期総損失)) ・ 中期目標期間中の当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。  (利益剰余金(又は繰越欠損金)) ・ 中期目標期間中、利益剰余金が計上されていた場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	<b>【中期目標期間に係る予算、収支計画及び資金計画に対する実績】</b> →【参考資料1】参照  <b>【当期総利益(当期総損失)とその発生要因】</b> →【参考資料3】参照  <b>【利益剰余金】</b> →【参考資料2及び3】参照  <b>【繰越欠損金】</b> →【参考資料2及び3】参照  <b>【解消計画の有無とその妥当性、解消計画に従った解消状況】</b> なし。(繰越欠損金が生じていないため。)  <b>【解消計画が未策定の理由】</b> 繰越欠損金が生じていないため。			・中期目標期間中において計画通り進んでおり、適切な財務内容が実現されていると認められる。				

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中、繰越欠損金が計上されていた場合、その解消計画は妥当であったか。また、当該計画に従い解消が順調に進められたか。</li> </ul> <p>※解消計画がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該計画が策定されていない場合、未策定の理由は妥当か。</li> </ul> <p>(運営費交付金債務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間の各年度に交付された運営費交付金の各年度における未執行率が高い場合、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。</li> </ul> <p>【短期借入金の限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の短期借入の実績はあったか。有る場合は、その額及び必要性は適切であったか。</li> </ul> <p>【重要な財産の処分等に関する計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な財産の処分に関する計画はあったか。有る場合は、計画に沿って順調に処分に向けた手続きが進められたか。</li> </ul> <p>【剰余金の使途】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中期目標期間中の利益剰余金はあったか。有る場合はその要因は適切であったか。</li> </ul>	<p>【運営費交付金債務の未執行率(%)と未執行の理由】</p> <p>平成22年度は、第2期中期目標期間の最終年度であることから、運営費交付金債務は発生していない。</p> <p>【短期借入金の有無及び金額】</p> <p>なし。</p> <p>【必要性及び適切性】</p> <p>限度額2億円:短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。</p> <p>【重要な財産の処分に関する計画の有無及びその進捗状況】</p> <p>重要な財産の処分に関する計画はない。</p> <p>【利益剰余金の有無及びその要因】</p> <p>→【参考資料2】参照</p>	
---	--	--



<p>・ 中期目標期間中の目的積立金の実績は有ったか。有る場合は、活用計画等の活用方策を定める等、適切に活用されたか。</p>	<p>【目的積立金の有無及び活用状況】 なし。</p>	
---	---------------------------------	--

評価基準	実績	分析・評価
<p>【実物資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実物資産について、保有の必要性、資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点からの適切な見直しが行われたか。</li> <li>・見直しの結果、処分等又は有効活用を行うものとなった資産について、法人の取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか。</li> <li>・「勧告の方向性」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」等の政府方針を踏まえて中期目標期間中に処分等することとされた実物資産について、法人の見直しが適時適切に実施されたか(取組状況や進捗状況等は適切(順調)であったか)。</li> </ul> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中の資産の活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされたか。その理由は妥当であったか。</li> <li>・実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組は適切に行われたか。</li> </ul>	<p>【実物資産に関する見直し状況】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、「職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。」「リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。」こととされたことを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修館を保有する必要性については検討をしており、当初は平成23年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断することとしている。</li> <li>・平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料等を約100万円程度縮減できる見込みである。</li> </ul> <p>【政府方針等により、処分等することとされた実物資産についての処分等の取組状況／進捗状況】</p> <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、「職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。」「リエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、その機能を他機関事務所の機能とともに学術総合センターに集約化する。」こととされたことを踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修館を保有する必要性については検討をしており、当初は平成23年度中に結論を出す予定であったが、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断することとしている。</li> <li>・平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料等を約100万円程度縮減できる見込みである。</li> </ul>	<p>分析・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リエゾンオフィスの見直しを行ったことは、閣議決定内容の早期の履行に当たると認められる。</li> <li>・職員研修館については、震災対応の避難施設として登録されているが、並行してその見直しについて検討を進めていく必要がある。</li> <li>・引き続き、保有する財産の必要性について不断の見直しを行うことが求められる。</li> </ul>

<p>【金融資産】 (保有資産全般の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融資産について、保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模は適切であったか。</li> <li>・資産の売却や国庫納付等を行うものとなった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等は適切に行われたか。</li> </ul> <p>(資産の運用・管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中の資金の運用は適切に行われたか。</li> </ul>	<p>る。</p> <p>【活用状況が不十分な実物資産の有無とその理由】</p> <p>職員研修館：近隣の宿泊施設の増加や立地の利便性（食事場所がない、足場が悪いなど）、建物の老朽化等から、積極的に利用する者はほとんどなく、また、一般への貸出も行っていない。</p> <p>【実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組】</p> <p>保有資産の有効活用、自己収入の増大を図るため、資産貸付料収入の見直し、出版権の設定を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産貸付料については、研修棟研修室の利用料等について、不動産鑑定士による評価をもとに、平成 22 年度中に改訂を行った。</li> <li>平成 18 年度～22 年度までの資産貸付料収入の総額：29,900 千円</li> <li>・出版権の設定については、研究成果のうち教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめたものを出版社と出版契約を結んで、印刷部数に応じた収入を得ている。</li> <li>平成 18 年度～22 年度までの出版権収入の総額：23,008 千円</li> </ul> <p>【金融資産の保有の必要性(事業目的を遂行する手段としての有用性・有効性、規模の適切性)】</p> <p>金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【資金運用の実績】</p> <p>金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融資産の運用は行っていないことから、問題は認められない。</li> </ul>
---	--	--

<p>・ 資金の運用体制の整備は適切に行われたか。</p> <p>(債権の管理等)</p> <p>・ 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されたか。回収計画が策定されていない場合、その理由は妥当か。</p> <p>・ 中期目標期間中、回収計画は適切に実施されたか。i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析が行われたか。</p> <p>・ 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われたか。</p> <p>【知的財産等】 (保有資産全般の見直し)</p> <p>・ 中期目標期間中、特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討が適切に行われたか。</p> <p>・ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況や進捗状況等は適切であったか。</p> <p>(資産の運用・管理)</p> <p>・ 特許権等の知的財産について、特許出願</p>	<p>は行っていない。</p> <p>【資金の運用体制の整備状況】</p> <p>金融資産については、平成 22 年度末現在、出版料等の未収金や退職手当等の未払などの現金・預金であり有価証券の保有や投資による運用は行っていない。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】</p> <p>貸付金・未収金等の債権は、平成 23 年 6 月末までに、全て回収予定である。</p> <p>【回収計画の有無とその内容(無い場合は、その理由)】</p> <p>なし。少額の未収金であり、毎年 6 月末頃までに、回収が完了するため、計画は定めていない。</p> <p>【回収計画の実施状況】</p> <p>【i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額／貸付金等残高に占める割合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析結果】</p> <p>【回収計画の見直しの必要性等の検討の有無】</p> <p>【知的財産の保有の必要性の検討状況】</p> <p>知的財産については、特許権は保有していないが、研究成果刊行物の著作権については出版社と出版契約を交わし管理している。また、研究所のロゴマークは商標登録している。</p> <p>平成 18 年度～22 年度までの出版権収入の総額:23,008 千円</p> <p>【知的財産の整理等を行うことになった場合には、その法人の取組状況／進捗状況】</p> <p>現在、整理を行うこととなっている知的財産はない。</p> <p>【出願に関する方針及び体制整備状況】</p>	<p>・未収金は回収の見込みが立っており、問題は認められない。</p> <p>・知的財産については、特許等の保有はないものの体制は整備されているものと認められる。</p> <p>・出版権収入を得ており、研究成果の管理運用が行われていると認められる。</p>
---	--	--

<p>や知的財産活用に関する方針の策定や体制の整備は適切に行われたか。</p> <p>・ 実施許諾に至っていない知的財産の活用を推進するための取組は適切に行われたか。</p>	<p>本研究所は、これまで特許出願の実績はなく、また、多数の申請も見込まれていないため、出願に関する方針は定めていない。</p> <p>【実施許諾に至っていない知的財産を活用するための取組】</p>	
---	---	--

【(大項目)V】 V その他業務運営に関する重要事項		【評定】				
<b>【法人の達成すべき目標の概要】</b> (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際 的研究を充実させること。 (2) 施設・整備に関する計画 業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。 (3) 人事に関する計画 ① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図る。 また、任期付研究員制度を導入すること。 ② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。		<b>A</b>				
		H18	H19	H20	H21	H22
		A	A	A	A	A
評価基準	実績	分析・評価				
・筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際研究の充実を行ったか。 ・施設・設備に関する計画が実施されたか。 ・職員の適正配置、抑制が行われたか。  (第2期中期計画) (1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携の下に、自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際研究を行うこととする。	○ 当研究所における研究機能の高度化を図るため、平成20～21年度実施の研究において、筑波大学附属久里浜特別支援学校長に、特任研究員として、研究への参画を委嘱した。 ○ 本研究所主催の専門研修において、当研究所の研究職員と久里浜特別支援学校の教員とで事前協議を行うとともに、当研究所の研究職員が学級へのコンサルテーションを行った。それらを踏まえて、筑波大学附属久里浜特別支援学校における授業改善と担当教員との協議を取り入れるなど、研修プログラムを共同で実施した。 ○ 平成22年度においては、これまでの教育研究における協力の成果を踏まえ、「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」について共同開催で実施し、約200名の参加を得た。 <b>(事業報告書 98P)</b>	・筑波大学附属久里浜特別支援学校の学校長を特任研究員として迎え研究を行うなど、自閉症児の教育に関する指導方法等についての研究の連携が適切に行われている。また、「世界自閉症啓発デー2010 in 横須賀」の共同開催や研修プログラムの共同実施など、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携が行われているものと認められる。				
(2) 施設・設備に関する計画 研究活動、研修事業、教育相談活動、情	○ 平成18年度においては、研修棟、体育館、西研修員宿泊棟の耐震診断を行い、研修棟及び体育館においては天井部分の耐震補強工事で耐	・諸活動を円滑で効率的に実施できるような施設・設備は的確に整備されていると認められる。				

報普及活動及び国際交流活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々が来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおりである。

震性が確保されること、また、西研修員宿泊棟については耐震補強工事の必要がないことが判明したため、研修棟、体育館については部分補強工事を行い、他の建物で老朽、塩害に伴う雨漏り等を防止する工事を実施した。

- 平成 19 年度においては、老朽化した特別支援教育情報センターの空気調和設備を更新した。更新に際しては、省エネ型の機器の導入を図り、電気使用料を削減した。
- 平成 20 年度においては、老朽化した西・東研修員宿泊棟の空気調和設備を更新した。更新に際しては、省エネ型の機器の導入を図り、電気使用料を削減した。
- 平成 21 年度においては、老朽化した研修棟の空気調和設備を更新した。更新に際しては、省エネ型の機器の導入を図り、電気使用料を削減した。
- 平成 22 年度においては、老朽化した所内の受水槽、高架水槽等を更新した。
- 日常的に構内を巡回し障害者や高齢者が活用しやすい施設になるよう正面玄関から総合受付までの廊下等に点字ブロックを設置したり、車椅子を利用している者への配慮として駐車場に車椅子専用の駐車場を設置したり、従来は、図書室の閉架書庫には階段を利用しないと行けない場所にあったが、車椅子を利用している者でも利用できるようにエレベーターを利用して行くことができるよう工夫した。

(事業報告書 99P)

- 生涯学習の観点に基づきいくつかの取り組みを行った。主なものとしては、教員免許状更新講習の実施、Web による研修講義の配信である。
  - ・免許状更新講習  
平成 21 年度において、教員免許更新制の実施を踏まえ、特別支援教育の充実のため特別支援学校教諭免許状を有する教員を主な受講対象者として文部科学大臣の認定を受け、あらたな事業として学校の夏期休業期間中に、選択領域 18 時間の免許状更新講習を開設した。  
講習名：平成 21 年度国立特別支援教育総合研究所免許状更新講習  
(選択領域：教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項)  
期 間：平成 21 年 8 月 24 日(月)～26 日(水)  
主な受講対象者：特別支援教育担当教員で、平成 21 年度の受講対象者  
事後評価結果：100% (「よい」又は「だいたいよい」の合計)
  - ・Web による研修講義の配信

<p>(3) 人事に関する計画</p> <p>① 方針</p> <p>研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動及び国際交流活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。</p> <p>② 人員に係る指標</p> <p>常勤職員については、その職員数の抑制を図る。</p>	<p>開設後も提供する情報の更新や追加に努めており、例えば「研修講義」については、小中学校等の教員等を対象に、発達障害のある子どもの基本的な理解と指導等の場面における対応について、学校や家庭等で手軽に研修が行えるよう、以下の研修講義コンテンツを提供し充実を図っている。</p> <p>(事業報告書 99・100P)</p> <p>○ 平成 18 年度から平成 22 年度にかけての各年度の人事交流の状況は次のとおりであった。なお、研究所の業務運営に資する有為な即戦力となる人材の確保を目的としているため受入のみの交流状況であった。</p> <p>(事業報告書 101P)</p>	<p>・有為な即戦力となる人材の確保を行っている。また、職員は適正に配置されていると認められる。</p>
--	---	--

※必須記載事項のうち、評価基準については、政策評価・独立行政法人評価委員会より示される評価の視点等に基づき、毎年更新する。